

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

8番（市原隆生君） 2日目でも、1番は1番でありますので、頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひします。質問の通告順に進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

初めに、資源ごみの回収についてということであります。

この資源ごみの回収については、いろいろ思うところがあるのですけれども、これは市民の方からちょっとおしかりをいただいたということで、1項入れさせていただいております。きのうも原田議員さんの方から、どうしてこれだけ集めるのかというような質問がありましたけれども、ボトルキャップ、今、学校の関係ではエコキャップということで小学生も一生懸命集めていただいている。このうちも成果があったということで、新聞でも報道がされておりました。今回、広く市民にもこの協力を呼びかけているわけでありますけれども、リサイクル情報センターに持ってきてくださいということで呼びかけをしたいと思います。ある市民の方から、この1カ所で集めるということで、1カ所で持ってきてもらいたいといっても、どのぐらいの人が持っていくのかということでありました。幅広く、いろんなところで受け付けの窓口を設けて集めてもらいたい。これは大変いいことなのだから、広くそういう窓口を広げて回収してもらいたいということでありましたけれども、多くの場所で回収することができないか。いかがでしょうか、お尋ねします。

環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

ペットボトルの回収理由につきましては、ごみ減量化及びリサイクルの推進を図るため、分別回収品目をペットボトルキャップに限定して本年の2月よりリサイクル情報センターで拠点回収を実施しているものであります。

回収したボトルキャップにつきましては、世界の子どもたちにワクチンを届ける活動を支援するという側面もございますので、多くの市民の皆様より予想を上回る協力をいただき、現在分別収集が行われているところであります。

議員御指摘のとおり、今後の事業をさらに発展させていくために、拠点回収場所の拡大について検討したいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） 検討したいということでありましたけれども、早急に回収の窓口を広げて、多くの場所で回収をしていただきたいというふうに思えます。

それで、ホームページでも呼びかけをしているわけでありますけれども、この中でこういう記述といひますか、記載を見つけました。「事業所から出されるキャップは回収できません」というふうにあるのですけれども、これは同じボトルキャップであっても、事業所からはだめといひるのは、どういう意味なのですか。お尋ねします。

環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

事業系のごみとなりますと、これは事業所の方の責任において処理をするというのが、廃棄物処理法の基本的な部分であります。したがって、これはプラスチックになりますので、産廃にも該当するのではないかという判断もございまして、事業所から出た分については、現在ではお断りしているような状況でございます。

8番（市原隆生君） これは、物がボトルキャップをきちっと、一般の方が出すような形で洗浄して分別しまとめて、それで集めてきても、事業所の方が来られると受け取りできませんよということなのですか。

環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

現在、職場の取り組みということで職場の仲間の皆さんでそういう活動をしているということであれば、我々は引き取りをしております。

8番（市原隆生君） そうしたらこういう記述、「事業所から出されるキャップ」ということは、いただいてもいいのではないかという気がするのですが、その辺もう一度検討していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

環境課参事（原田勲明君） あくまでも廃棄物処理法の規定がございますが、その部分につきましては、私どもも臨機応変な取り扱いはしたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

8番（市原隆生君） 先日も報道があったとおり、成果があったということでありました。世界の子どもたちに、一番役に立つ方法を進めてもらいたいというふうに思います。

続きまして、廃品回収等を私の地域でもやっております。看板を立ててお願いをしますと、必ずその看板を見つけて、朝早く自転車で資源ごみ、特にアルミ缶については抜き取っていかれる方があるわけでありまして。私たちグループで行っている廃品回収のときも、ありました。近くの方から、「うちの前に瓶を五、六本出しておいたけれども、持って行ったかい」ということで言われまして、取りに行きましたら、瓶が何もありませんで、その前に自転車に乗ったおじさんがずっと空き缶とか瓶をいっぱい荷台に乗せて通り過ぎていきました。後で、「行ったけれども、なかったよ」ということで言いましたけれども、これはたぶん持ち去られたのではないかというふうに思いました。これをそちらでお聞きしましたら、こういうのを「アパッチ」だというふうに言うのだということでありました。この対策について、現在何か取り組みがありましたら、お聞きをしたいと思います。

環境課参事（原田勲明君） お答えをいたします。

本市においても、販売目的で古紙やアルミ缶等の資源ごみを抜き取っていく、通称「アパッチ」という存在があることは事実でございます。抜き取りの際に集積場のごみを散乱させたり、早朝に騒音が出たり、また抜き取りの際に市民の方と言い争いになったというような苦情も寄せられております。

当課といたしましては、市民の皆様が排出理由にのっとり排出された資源ごみについては、市が責任を持って収集、またリサイクルする義務がございますので、定期的にパトロールを行い、抜き取りを発見した場合につきましては、注意及び指導を実施しているところでございますが、法的な拘束力がなく、対応に苦慮しているのが現状でございます。議員御指摘のとおり、非常に厳しい部分はあるのですが、他市町において抜き取りの行為に対して罰則を入れた条例を制定して、そういう効果を上げている自治体もあるということをお聞きしておりますので、本市におきましても、今後、条例制定につきましても検討していきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） 条例制定ということで今は答弁をいただきましたけれども、よろしく願います。

私は調べまして、群馬県の前橋市。ここでは昨年の12月でありましたか、条例が制定され、この4月から施行ということで聞いております。持ち去り行為に対しましては、上限で20万円の罰金となっているようであります。これは積極的な対応をお願いしたい。これは市民の方が、例え自分のうちでそういうのを見つけても、なかなか恐ろしくてやっぱり注意をしにくいということでありました。される方もあるみたいですが、おおむね注意しにくい。やはりそれは何らかの形でこの条例等で何とか制限できるようにしてもらいたいということでありましたので、この辺積極的に進めていただきたいことをお願いして、次の項目に移ります。

最後に牛乳パック。この資源ごみの回収につきましては、牛乳パックについて。

これも先般質問をさせていただいた中で、今20枚で100セント地域通貨がもらえる

ということでありました。学校が、それぞれの活動の中で牛乳パックを集めてこの地域通貨をいっぱいためたときに、子どもがもらってうれしいものを提供してもらいたいということをお願いしておりました。それがどのように進めていただけるのかということと、集める、集めないというのは、それぞれの学校で取り組みを決めていただければいいかと思えますけれども、こういうことを取り組んでいただければ、子どもの環境意識向上のためにも一役買っていただけるというふうに思いますし、受け入れの準備をして、こういうことをやりたいという学校があったときに、せめて受け入れの準備をしていただきたいと思いますというのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

地域通貨セントにつきましては、4月から6カ月間かけまして、現在の住基カードから紙ベース通貨に切りかえる予定で現在作業を進めているところでございます。この作業が終了いたしますと、今、議員御提言の学校現場での地域通貨セントの交付につきましては、可能になってくると考えております。しかしながら、学校現場でセントを交付するにしましても、だれがどのような形で紙パックを受け取るのか、まただれがセントを交付するのか等々の問題がございます。今後、関係機関と十分協議をいたしまして、環境問題にうちの地域通貨セントが貢献できるように、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今言われました交換グッズにつきましても、今後関係者と協議をいたしまして、子どもたちが喜ぶようなグッズをそろえていきたい、そのように考えております。

8番（市原隆生君） 先ほども申し上げましたように、これに取り組む、取り組まないはそれぞれの学校単位でそれぞれそれにかかわる方が決めていただければいいのではないかとこのように思います。ですから、どなたが集めて持ってくるというのはそれぞれの学校で、する、しないも決めていただくということでいいのではないのでしょうか。これはそういう品物も準備して待っていますよということでもありますから、これは今からでもこの準備をして、来るべきその回収受け付けに向けて回収活動を進めていきたいというふうにも思いますので、ぜひともこれはやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、学校の安全対策についてお尋ねします。

これは2月の初め、不審者があらわれたということで、私の住んでおります近く、一つは春木川校区、同じ日に上人の校区、学校の前だというふうにお聞きをしました。でも、1日に2件続けてあった。これは木曜日でありました。週末にこういう情報が発信をされないまま、これは同一の者がどうかわかりませんが、週を越えて月曜日にも上人校区で同じく不審者があらわれたということで、私も火曜日に補導をされている先生からこの件についてお聞きをしまして、緊急に対応するようにということでファックスが来たよという御連絡をいただきました。学校関係者ということに私も一応なっているのですけれども、そういうことでのその連絡は何もいただかないまま、補導の方から、「こういうふうに来てきたけれども、あなたは知らんの」ということでありました。木曜日に2件立て続けにあったにもかかわらず何も連絡をいただかないまま、またこれは事情があったことだとは思いますが、「まもメール」でも流れてまいりませんでした、これは。月曜日の件につきましても、「まもメール」は流れてきませんでした。これは流してもいいという被害者関係の許可がないと流せないということも聞いておりますので、そういうことだったのかなとも思いますが、そういうことで情報が流れてこない。やっと最初の事例があって、木、金、土、日、月ですから、次の火曜日。本当に1週間、6日かかってやっと保護者の側にも流れてきたような状況でありました。何かあったときにいち早く対応できるというのは、人数もいっぱいありますし、学校関係、特に保護者ではないかなというふうにも思います。このあたりの情報を早く流していただきたいなというふうに思うわけであ

りますけれども、この情報の発信がおくれた原因というのはどの辺にあるのでしょうか。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

不審者によります事案が発生したときには、多くの場合は、まず子どもが保護者へ伝えます。そして保護者は、学校もしくは警察へ連絡して、そこから関係機関へ伝わるようになります。学校としては、情報が入れば直ちに関係機関に連絡する体制は、今できております。学校が休みの土曜日や日曜日に発生した場合には、学校は月曜日になってその事実を知るといふことが多いようでございます。保護者の方には子どもから事件や事故の情報が入ったときには、直ちに学級担任等に連絡するようお願いをしておりますけれども、再度連絡体制を確立して、これから臨んでいきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） 先ほども申し上げましたけれども、最初の事例があって、これが次の月曜日に起こった事例とあわせて伝わったのが、火曜日でありました。この6日おくれた、これは例えば被害に遭った子どもが、親にも、学校には言わなかったということであれば、これはもういたし方ないと思うのですけれども、最初の事例から6日もかかってやっと情報が発信される、この辺の原因というのはどのように考えていますか。

スポーツ健康課長（平松純二君） なかなか原因というのを一口で言うのは非常に難しいのですが、事情として、いろいろ先ほど議員が言われましたように「まもメール」の問題等もあります。なかなか事案として言えない部分もあります。その辺で児童の方が、事案が発生したときに自分ですぐ言えない状況があったというようなことも考えていることもあります。そういうことで非常に一つ一つの事案について難しいという部分がございますので、これからも含めてそういうのも早目に対応ができるような指導も含めて対応していきたい、指導もしていきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） この被害に遭った子どもが、一番近くの大人、親もしくは先生にそういうことを報告しない限り、この情報というのは流れないわけでありましてけれども、例えば携帯メールを利用して緊急時に速やかな情報発信をしている学校もあります。私も福岡で1件お尋ねをしましてまいりましたけれども、こういう携帯メールというのは大変、そんなに費用もかからなくて情報の発信の速さというのはこれにまさるものはありませんよというお話でありましたけれども、この辺の利用というのは、いかが考えていますか。

スポーツ健康課長（平松純二君） 現在のところ検討しておりませんが、これから検討していきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） 前にも、お尋ねしたときには「検討したい」ということでありましたが、前向きにお願いしますね。

補導員の方に、「この問題の解決点というのはどういうことになるのでしょうか」というふうにお尋ねをしましたら、「それはもう当然犯人逮捕ですよ。犯人がそういう形でつかまらないとやっぱり根本的な問題解決にはならないのではないのでしょうか」ということでありました。今までにどのくらい解決しているのか。それらの特徴的な事柄または共通点というのはあるか、情報のある部分でお答えをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

スポーツ健康課長（平松純二君） 現時点、書類も含めて持ち合わせておりません。正確な数字等も含めて言われませんので、すみませんが、失礼させていただきます。

8番（市原隆生君） 私が補導員の方から聞いた件に関しましては、今までで2件、直近ということだと思うのですけれども、近くの事例でありましたら2件というか、2例、2人の人がつかまりましたよということでありました。1人は大分から来ていた、1人は杵築から来ていたということでありました。だから、別府でそういう事件が発生、事例が発生しましても、当然地元の人ではないということでありました。結構遠くからやってきてそういう悪さをして帰っていくというようなことになっているのかなという思いがして

おります。

そこで、市外から来ているということであれば、思い浮かぶのが、わざわざ電車に乗っては来ないだろうなというふうに思うわけであります。車に乗ってきたときに、例えば不審な路上駐車である車というものをそれぞれの保護者の家庭、近所で普段からチェックをしていたとすれば、何らかのそういう事例が発生した時の手がかりになるのではないということも、ちょっとちらりと考えたりもするわけであります。これは例えばの話でありますけれども、何らかの形で、これは何か発生したときに、では下校指導しましょうとか、ではつじつじに立って子どもの帰りを見守りましょうということはやるのですけれども、その時点では不審者といいますが、そういう人も警戒してあらわれないわけでありますね。ふだんから予防といいますが、何かあったときの対策といいますが、そういうものがやっぱり立てられてないと、なかなかこういうことというのは、事があったときに行動を起こしても、それがずっと続いていくわけではありませんし、やっぱりある程度何も無い状況が続いてきますと、ではぼちぼち、当然すごく大きな負担になるわけですから、この活動についてもそのうちにやめてしまうという状況になってまいります。そういった中でそういう予防対策というものがとれないかというふうに考えるのですけれども、その辺の何かいい考えがありましたらお尋ねをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

スポーツ健康課長（平松純二君） 私ども、22年度も予算化させていただいておりますけれども、スクールガードリーダーを各中学校区に1名ずつ、市内に7名のガードリーダーを配置しております。そういう方々との緊密な連携もしながら、また町内では自治会とか老人クラブ等の方々がおられますので、そういう役員の方々にも協力をいただきながら、登下校、子どもさんが登下校の際には一緒に出ていっていただくとか、そういうことも含めて私どもがこれからお願いすることも仕事だろうというふうに考えています。いろんな地域の方々と連携をとりながら、見守り運動も含めてやっていきたいなというふうに考えています。

8番（市原隆生君） 当然声はかかっているのですよ、何かあったときに。火曜日にその情報、こういうことがありましたということがあったときに、その補導員の方から、全校区の自治会長さんには連絡が行きまして、自治会も全部取り組みをしていただきまして、下校指導また下校時の見守りについては、それぞれの自治会で対応していただきました。そういうこともあるのですけれども、先ほど言われたスクールガードリーダーも、大体中学校の校区にお一人ですよね。私もときどきこのバイク、すごく目立つバイクに乗っておられますから見受けます。雨の日は車に黄色い看板を出して回っておられるのを見受けますけれども、やっぱり中学校区にお一人というのは、なかなか、回っていただいておりますけれども、では、そういう何かのときに本当にガードになっているかということ、なかなか難しいと思います。ガードリーダーですから、それぞれのリーダーがそれぞれの校区、また中学校校区で例えば保護者また自治会長さんたちにいろんな取り組みについて、またその情報について教えていただいたら、それなりの対応ができるのかと思うのですけれども、やっぱりお一人の方に任せるといえるのは、それはちょっと無理です。その辺をもう少しほかの自治会または保護者の力をもっと発揮できるような提案をしていただいて、これは皆さんはこういう形で関心を持っていますので、きちっと反応してくれると思いますので、よろしくお尋ねをしたいというふうに思います。

あと、学校安全対策の一つですけれども、校地内の禁煙についてお尋ねをしておきます。

校地内禁煙というふうに言われておりますけれども、その位置づけというのはどうなっているのでしょうか。例えば努力目標であるとか。その辺はいかがでしょうか。というのは、日出町の方なのですけれども、聞きますと、日出町というのは必ずしも校地内禁煙というふうにはなっていないそうであります。この方が、この前別府にスポーツの交流があ

って来られたときに、大きな缶の灰皿を出して喫煙を始められようとしたので、ちょうど交流をするそのグループのリーダーの方が、「いやいや、この別府では校地内でたばこを吸えないのですよ」ということで、その灰皿を学校の敷地外に出して喫煙をしていただいたというところをちょうど見ておりました。そういうふうには校地内禁煙というふうになっていない地域もあるのだなというふうに思いましたけれども、この位置づけというのはどうなっていますか。お尋ねします。

スポーツ健康課長（平松純二君） 位置づけというよりも、やはり皆さん、社会的なルールということで守っていただく、そういう考え方で今あります。

8番（市原隆生君） ルールとして守っていただきたいというのは、できたら禁煙をしていただきたいということなのですか。そこをお尋ねしているのですけれども。

スポーツ健康課長（平松純二君） できたらではなくて、やめていただきたい。禁煙ということでございます。

8番（市原隆生君） いただきたい……。やめてくださいということでない、やっぱり僕はおかしいのではないかと思うのですね。学校の施設を地域に開放して、子どもが使用する時間以外のとき、地域の皆さんに有効に使っていただくということは大変にいいことだというふうに思いますし、この場所については、ふだん喫煙とは全く縁のない、またあっては困る、子どもたちが駆け回るところでありますので、使用するに当たってはそれなりに第一に子どもの教育、また生活の場であるという認識を持っていただいて利用していただかないといけないのではないかというふうに思います。また、その認識を深めた上で施設利用の申し込みをしてもらうときに、そういう施設利用の申し込みをするときにそういう意識を持ってしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

学校体育施設を利用する頻度の高い団体の方々、利用する責任者の方に、「校地内禁煙ですよ」ということを再度徹底をして、一緒に体育施設等を使うわけですから、その責任者の方に徹底をしていただく、こういうこともやっていきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） その団体で使われている場合に、例えば、ほかの学校関係者等がそういう喫煙の場を見たときに、これはなかなか注意できないのです、学校の先生であっても。やはりその団体のリーダーの方が禁煙の責任者というふうになっていただくという自覚をしていただかないといけないのではないかというふうに思っておりますし、そのグループの中で喫煙者を放置した場合に、今後その施設の利用ができなくなりますよということも明確にお伝えをして貸し出しをしていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

やはりルールが守れないということであれば、非常に私どもも迷惑いたします。ですから、これから厳しい対応をとりますよということもお伝えしながら、再度徹底をしてまいりたいというふうに考えます。

8番（市原隆生君） よろしく願いをいたします。

それでは、AEDの保守点検についてお尋ねをします。

現在、多くの公共施設でこのAEDが備えてあるというところを見るわけでありましてけれども、消防本部で掌握している部分、これはどのようになっていますか、お尋ねします。

消防署長（金子 浩君） お答えいたします。

設置に対しての届け出義務はございませんが、講習会等を通じて別府市消防本部が把握しております施設といたしまして、平成22年2月末日までの集計となりますが、公共施設75台、歯科医院58台、一般施設29台、合計162台のAEDが設置されております。

また、AEDマップを作成いたしまして、別府市のホームページに掲載いたしまして、広く市民の皆様に設置施設をお知らせいたしております。

8番（市原隆生君）　そこで、私も何度かこの救急救命講習といいますが、受講させていただきました。その中で最後にこのAEDの使い方を実際に練習させていただくのですけれども、これは実際に現場で救命の場に使って、例えば電池切れでふくあいが生じたというようなことも心配をされるのですけれども、そのような例は報告をされていないのでしょうか。

消防署長（金子 浩君）　お答えいたします。

別府市内において、設置後、一般市民等によりAEDを9件使用しております、一昨年、一般市民の方がAEDを使用し救命できた事案が1件ありましたが、その際は正常に作動しております。そのほかの8件につきましても、AEDのバッテリー切れなどで使用ができなかったというような事案は発生いたしておりません。

8番（市原隆生君）　そこで、救命の現場でこのAEDを使用するということに、今まではないという御報告でありましたけれども、AEDを使用するということに動かないという重大な事態になってしまうわけでありまして、この日ごろの点検ということが大切だろうと思います。この保守点検についてはどのように行っているのか、お尋ねします。

消防署長（金子 浩君）　お答えいたします。

点検につきましては、毎日AED自身がAED本体、電極パットの使用可否の状態を自動でセルフテストをしておりますので、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常確認いたしております。点検の結果、インジケータが異常を示した場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて速やかに販売業者に連絡いたしまして点検を依頼するようしております。その際、昨年、消防本部で市内のイベント等の催しに貸し出し用といたしまして3台のAEDを購入いたしておりますので、直ちに代替として設置いたしまして、AEDがない空白の時間をつくらぬようにいたしております。

8番（市原隆生君）　このAEDにつきましては、平成17年からの設置ということでありました。5年が経過をしているわけでありまして、電極パット、またバッテリーの使用期限はどのようになっているのか、またいざというときに電池切れ、そのような事態にならないようにするためにも、この保守点検のマニュアル、このようなものをつくって対応するというのも考えられないかと思うのですけれども、いかがですか。

消防署長（金子 浩君）　お答えいたします。

機種によって違いますが、電極パットの使用期限は約2年、バッテリーの使用は通常三、四年となっております。なお、電極パットにつきましては、1回使い捨てですので、使用あるいは開封した場合は、新しい電極パットに交換することとなります。また、設置方法といたしまして、本体を購入する方法とリースによる方法がございますが、本体を購入するAEDにつきましては、消防本部救急救助係がマニュアルとは若干違いはございますが、AED備品管理表を作成いたしまして、電極パット及びバッテリーの使用期限を把握いたしておりますので、使えないというような事態にならないためにも、期限前に余裕を持って交換を行ってまいりたいと考えております。

8番（市原隆生君）　あと、学校関係、教育機関にもさまざまのAEDが設置をされているというふうに思いますけれども、教育関係ではどのようにされていますか。

教育次長（藤原洋行君）　お答えいたします。

AEDの対応につきましては、現在は小・中学校、社会教育施設、体育施設等でAEDを39台設置いたしております。また、保守点検につきましては、これはリースで行って



おりますので、リース業者等が行うような形をとっております。

8番(市原隆生君) リース会社ということでありましたけれども、要は先ほどから申し上げておりますとおり、救命の場においていざというときに調子が悪かったというようなことが絶対に起こらないように、そのための方法を、一番よい方法をとっていただきたい。そのためになることであれば、ぜひとも前倒しで例えばバッテリーの交換とかパットの交換、その辺も考えていただきたいというふうに思います。できましたら、そういう、だれが聞いても安心できるようなマニュアル等をつくって対応していただけたらありがたいと思いますし、こういういざというときに必ず大丈夫という体制を今後ともとっていただきたいことをお願いして、次の項目に移らせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、子宮頸がんワクチンの助成についてということで項目を上げさせていただいております。これは、私の後に女性議員さんの中で最もフレッシュな乙<sup>洋</sup>議員さんが引き続きされるのですが、この子宮頸がんのワクチン、その認証から使用につきまして、私ども公明党で力を入れてさせていただいた経緯があります。この件につきましても、私の方から少し触れさせていただきたいというふうに思っております。

現在、死亡原因の1位ががんというふうになっております。その中で子宮頸がんにつきましては、予防できるワクチンが認可され、実施をされるようになりました。この認可に向けては、私ども公明党が全国で署名活動を行い、また私たち別府の議員4人も2カ所、2日間街頭に立ってこの署名活動を行った経緯がございます。その結果、昨年9月29日、かねてより懸案だった子宮頸がんのワクチンが認証されたわけでありまして、そこで、まず子宮頸がんの罹患率、また死亡率についてお聞きします。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

子宮頸がんの罹患率は、20歳代後半から40歳前後までが増加した後、横ばいとなりまして、70歳代後半で再び増加するという傾向にあります。特に近年若年層で増加傾向があります。罹患率は、全国人口10万人に対して24.6、死亡率は、同じく全国10万人に対して3.9というふうになっております。

8番(市原隆生君) このがんが発見された場合に、この治療の方法と、また費用については、おおむねどのくらいかかるものなのでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

がんは、細胞診や組織診等の検査により診断され、さらに詳しい検査によりがんの進行程度がゼロ期の早期がんから広くがんが広がっている状態である4期まで、大きく5段階に分類されております。進行の程度や全身状態などにより、治療の見込みや治療の選択が行われ、外科療法や放射線の療法、抗がん剤による化学療法などが行われます。医療費は、治療内容によって異なりますけれども、ごく早期で外科手術を実施し、入院期間が8日程度を想定した場合約31万円、自己負担3割の方の場合9万3,000円程度になるのではないかと考えております。

8番(市原隆生君) 例え早期発見であったとしても、このがんの治療には自己負担も含めて費用がかなりかかると思いますし、予防できるものならそちらの方がいいに決まっているというふうに思います。この際、この費用というのが大体四、五万かかるということでありました。このワクチンによる予防効果につきましては、感染前にワクチンを接種すれば、この子宮頸がんの原因の約7割を占めるHPV感染予防が期待できるということでありまして、有効性は10年から20年継続するというふうに言われているそうでありまして。また、医療関係者によりますと、この子宮頸がんのワクチン、12歳の女兒全員が接種をしたというふうにすれば、この子宮頸がんにかかる人を73.1%減らすことができる、また死亡者も73.2%減るといふふうに推計をされているというふうにお聞きしております。予防効果は大きく、治療にかかわる費用と比較すると市民の負担も経済的に、



また精神的にも軽減することができるというふうにあります。この精神的にということが、大変僕は大事ではないかなというふうに思います。私の知っている方もこの子宮頸がんにかかって、後でがんということ宣告されたということで、うつ状態になったりということもお聞きをしております。ですから、ふえ続ける医療費を抑えるということにもつながることでもありますし、そこで、公費でこの助成をするということも含めて、このワクチンの接種を広く啓発する必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 子宮頸がんのがん細胞の増殖はゆっくりでありまして、正常でないがん細胞がウイルス感染によりがんを発症するまで、先ほど言われましたように平均十数年以上の長期間を要すると言われております。現在では定期的な検診で細胞診を行えば、がん細胞が見つかる前に正常でない細胞を見つけ、がんになる前の段階で診断することができます。ワクチンの抗体持続期間は、データが現在ではまだ十分な状態ではないというふうに聞いております。ワクチンの接種は、定期的な子宮頸がんの検診により代用するものではなく、定期的ながん検診を受けていただくことがまず重要なことだというふうに考えております。ワクチンの効果等が十分に検証され、法的にも根拠を持つことが、公費助成より優先されることであると考えております。今後も知識の普及・啓発に取り組むとともに、受診率の向上に努めて、早期発見に努力していきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） 何よりもこのがんの宣告をされるということは、大変精神的なショックでもあります。このような恐怖から市民を守るという意味におきましても、ぜひともこの助成制度の導入を検討していただきたい、進めていただきたいというふうにお願いを申し上げます、この項目を終わらせていただきます。

続きまして、市有区営温泉について質問をさせていただきます。

市有区営温泉につきましては、年数が経過をしまして老朽化が進んでいる建物も多くあるというふうにお聞きをしております。また、組合員の方の高齢化などが進んで利用者が減少傾向にあるというふうにもお聞きしております。厳しい運営が強いられているところもあると聞いていますけれども、市として、この市有区営温泉については今後どのように考えているのか、お尋ねをします。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

現在、68の温泉が市有区営温泉となっております。これらの温泉につきましては、高齢化などによりまして厳しい状況にあることは、承知をいたしております。今後も、存続に向けて支援をしていきたいと思っております。財政的には温泉の建設や改修、それから泉源の掘削などを行う場合の貸し付け制度、それから補助制度の利用をお願いしております。また、各種の相談については、個別に相談に応じているところであります。

8番（市原隆生君） それぞれの地域で広く利用されている温泉から、何軒かで数名の利用しかないという小さな温泉まで、先日パンフレットをいただきましたけれども、130以上ですか、あるというふうに課長からの説明をいただきました。さまざまな形で温泉が存在をしている。長年別府に住んでいても、温泉名人でも目指そうと思わない限り、なかなか別府の温泉の全体像についてはよくわからないというのが、これこそが別府の温泉の特徴、よいところではないかというふうに考えております。しかし、その多くは建てられてからかなりの年月がたっているところもあって、耐震性の問題ということも指摘をされているところがあります。安全面で大変心配をしているわけでありましてけれども、この市有区営温泉こそが別府の象徴だということが、この議会でも何人かの議員さんが今まで指摘をされているところだというふうに思います。この泉都別府が泉都別府であり続けるために、これらの温泉を守っていくということが必要であるというふうに思うわけでありましてけれども、10年、20年を見据えた今後のことについてはどのようにお考えを持っ

ておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

平成18年度に各市区営温泉、それから区有区営温泉のアンケート調査を行っております。その結果では12カ所の温泉が赤字ということでありましたが、これらにつきましては、突発的な工事の改修とか臨時的な経費、それが多くなったために赤字となったものであります。ただ、これについては積立金等で補てんをされているような状況であります。実際には黒字のところもありますし、赤字のところもある、いろいろな状況がありますが、こちら辺については今後また調査を行っていききたいと思います。

8番（市原隆生君） 先ほども申し上げましたけれども、大きなところも、本当に小さな規模でやっているところも数多く残っているわけでありましてけれども、この温泉を10年、20年残っていくような形のあり方について、ぜひともこの考え方をまとめていただいて支援をしていただきたいというふうに思っております。どうか、よろしく願いをいたします。

時間がなくなってまいりましたので、次の交通の安全性・利便性の向上についてということで質問をさせていただきます。

新年度の予算におきましても、今度、高齢者の免許証自主返納支援制度の導入をしていただきまして、大変にありがとうございます。この支援につきましては、思ったよりも大きな支援をしていただいたというふうに思っております。住基カードをつくって差し上げるということは、前々からお聞きをしておりましたけれども、バスカードについても1万円まで出しますよということでありまして。私は、5,000円ぐらいかなというふうに思っておったのですけれども、これだけの規模をつけていただいたということには大変感謝をしております。

そこで、別府市の事業内容としては、今言った住基カードとバスカード1万円ということではありますが、このことは先日の議案質疑でもちょっと触れさせていただいたのですけれども、高齢者の自主返納支援制度でありますけれども、この年齢については何歳以上ということで取り決めていただいているのでしょうか。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

この支援事業の対象者につきましては、市の住民基本台帳に記録され、または市の外国人登録原票に登録されている70歳以上の者が対象者となります。

8番（市原隆生君） 70以上ということでありました。最近よくお目にかかると思いますが、耳にもします。これは課長もそうだというふうに言われておりましたけれども、例えばメニエール氏病ということで、働き過ぎ等が原因で精神的な疲れからひどいめまいに襲われたりということで重症になる方もあるというふうに聞いております。こういう方は、車の運転なども怖くてできないというほどになるように聞いたことがあります。このように年齢的には70ということでありましたけれども、いつてないけれども、自動車の運転に恐怖を感じて、もういい、もう返納したいという方が申し出た場合、この制度の趣旨からいくと応じてあげてもよいのではないかなという気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

この支援事業につきましては、近年増加傾向にある高齢者が運転して加害者となる交通事故が多発しているために、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりをすることにより、高齢運転者の交通事故防止を図ることを目的とした制度であります。御質問の、病気等で運転に不安を持っている若い人につきましては、今後の研究課題としたいと考えております。

8番（市原隆生君） ぜひとも、研究をしていただきたいというふうに思います。この

4月からスタートということでありませぬけれども、県の方でもこの免許証自主返納支援制度は考えていただいているということでありました。この事業内容については、どのようなものになっていますか。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

大分県が行っている支援制度につきましては、70歳以上の高齢者の方が運転免許センター及び各警察署で返納手続きをすることになります。その場合、運転経歴証明書または運転卒業証を選択することができるようになっております。運転経歴証明書を選択した場合は、返納した日から1カ月以内に本人の申請により交付されますが、手数料1,000円が必要となります。特典として、サポート加盟店に登録されているホテル・旅館、スーパー、眼鏡店、薬店等の割引が受けられるようになっております。また、運転卒業証を選択した場合は、本人の申し出により地元の警察署長から運転卒業証が交付されることとなります。この場合は、サポート加盟店の割引を受けることはできません。

8番（市原隆生君） そこで、今御答弁をお聞きしながら思ったのですけれども、返納する窓口が何か違うようにあるのですけれども、別府市の制度と県の制度を合わせて利用、利用と申しますか、該当することができるのですか。

自治振興課参事（糸永雅俊君） 別府市が行っております支援制度につきましては、別府市独自の単独の事業として実施しております。ただ、運転免許証を返納するその手続きにつきましては、先ほど申しましたように運転免許センター及び各警察署で行うようになっております。それと、別府市の独自事業でやっています支援事業につきましては、その証明書を持って、別府市の自治振興課の方に申請書を置いておりますので、そちらの方で手続きをするという形になります。

8番（市原隆生君） はい、わかりました。オーケーということですね。県の卒業証とか経歴証、これは何か「えっ」と私は聞いて思ったのですけれども、一般の人がもらっても余り役に立たないといひますか、運送業でも始めようかという人が、安全運転管理者等でたぶんそういう証明書が必要ではなかったかというふうに思うのですけれども、もう少し何かいい制度をつくっていただけないかなというふうに思ひます。この辺を、ちょっと違うのかなとは思ひます。要望していただけないのでしょうか。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

ただいま市原議員さんの方から要望がありましたけれども、県の方も、今後そういう割引制度の拡大に向けて取り組んでいると聞いております。

8番（市原隆生君） もう少しいい制度にしてもらうように、お願いをしてください。

続きまして、この返納制度にかかわることなのですけれども、今まで自分で運転をしていた方というのは、なかなか公共交通機関、つまりバスでありますけれども、この利用の仕方を余り御存じないと思ひます。私もときどきバスを利用しますけれども、どのバス停からどこまで行けるバスに乗れるということがほとんどわからないという状況でありました。このバス停の名称を統一していただいたということで、このうちの市報にはこのペーパーを挟んで皆さんにお知らせをしていただいたようでありませぬけれども、少しずつこの利便性の向上を図っていただくことはよいことだというふうに思っております。

そこで、現在の運行経路につきましては、いづろ組み立てられたものなののでしょうか。お尋ねします。

政策推進課長（浜口善友君） お答えいたします。

現在の運行経路につきましては、バス事業者が決定をするものでありまして、バス事業者の確認できる古い路線でございますが、昭和27年5月に運行の免許がおりたというふうな路線もございます。その後、路線の変更とか路線の数をふやしたというふうなことをしながら、現在の運行経路に至っているというふうなことを伺っております。

8番(市原隆生君) 27年ということでありませけれども、これは過ぐる議会で質問させていただきます。例えば北部地区から、また西部地区の人が別府の図書館に行くということでありましたときに、別府駅までしか行くバスがありません。また、乗りかえをしたとしても、流川ぐらまでしか行けないというふうにお聞きしました。当時から比べますと、人の流れも大分変わってきておりますし、この利用促進のためにもバスの利用というのは、今見直されてきているというふうに思います。なるべくマイカーを使わないようにということで、どこもCO<sup>2</sup>の削減ということで、そのためにもバスの利用というのが有効ではなからうかということでは言われているというふうに思います。この利用促進のためにも、現在の実情に合った運行経路という、この見直しをお願いしていただきたいと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

政策推進課長(浜口善友君) お答えをいたします。

運行経路の見直しにつきましては、経営主体でありますバス事業者への要望なり協議なり、また住民の皆さんの協力が必要不可欠というふうにご考慮しております。対象とする路線の収支の状況それから現行路線の利用状況、それから沿線住民の皆さんへの影響というふうなことで、そういったものを考慮いたしますと、すぐに路線の見直しというようなことは非常に難しいのではないかなというふうなことで考えておりますが、利便性の向上とかバス事業者への協力を我々は依頼をしながら、利用促進を図ってまいりたいというふうにご考慮しております。

8番(市原隆生君) よろしくお願ひします。本当にこの別府市内で移動するためには、免許を持って自分で車を運転するかバスを利用するかということになるかと思うのですけれども、やはりバスの利用、利便性が悪いと、どうしても「いいや、車で行こう」ということになってくるとお願ひしますし、バスの利便性が高くなれば、帰りもお酒を飲んで帰れるかなということではそういうバスの利用につながるのではないかなというふうにお願ひします。そういうことが協議の中ですぐにはできるとも考えておりませけれども、やはり交渉していただかないと変えられるものも変わらないのではないかなというふうにお願ひしますし、この動きをぜひとも速やかに始めていただきたいということをお願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

6番(乙咩千代子君) 久しぶりにさわやかな朝を迎えまして、それにつられまして、きょうは、私は自宅からここまで歩いてまいりました。(発言する者あり) 来るときは下りだったので、ころころと歩いてこれたのですけれども、帰りがちょっと、坂になりますので、どうしようかと今思案をしているところでございます。(発言する者あり)

フレッシュな気持ちで質問をさせていただきたいと思ひますので、担当課の課長さん、よろしくお願ひをいたします。

まず、女性特有のがん検診事業についてお尋ねをいたします。

別府市は、平成16年3月、「湯のまち別府健康21」を策定いたしまして、その主要施策の一つとして各種がん検診を実施しております。しかし、現実には県内全市の中で最下位クラスにあり、国の目標とする受診率50%にはほど遠い状況となっております。そのような中、当市でも平成21年度国の補正予算成立に基づき女性特有のがん検診推進事業が始まり、子宮頸がん検診と乳がん検診を、該当する女性は無料で受診できることとなり、実施がなされております。

そこで、女性特有がん検診推進事業についてお尋ねをいたします。この事業の目的及び期待される効果についてお尋ねをいたします。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となる検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図る

とともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康保持・増進を図ることを目的とした事業であります。

平成21年度の事業費については、全額国の補助事業となっております。

6番(乙咩千代子君) 日本のがん検診受診率を50%に上げることを目的として、特に女性特有のがん検診受診率向上を図り、がん死亡率の減少を期待して、2009年度補正予算により女性特有のがん検診推進事業が実施されたわけですが、そこで、別府市の実施状況を御説明ください。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

国が定める対象者は、子宮頸がん検診が20歳から40歳まで5歳ごとの節目年齢となった方であり、乳がん検診は40歳から60歳までの、やはり5歳刻みの節目ごとということになっております。別府市では子宮頸がん検診については4,079人、乳がん検診については4,464人の方に9月下旬に無料クーポン券を送付いたしました。検診の実施期間は22年3月24日までですが、クーポン券発送の前21年4月にさかのぼり、すでに検診を受けた方にも遡及することとし、自己負担金を払い戻すという措置をとっております。

6番(乙咩千代子君) 子宮頸がんについては20歳から5年間隔で40歳まで、乳がん検診については40歳から同じく5年間隔で60歳までの人が対象。市役所から郵送されたクーポン券を持って指定された医療機関及び集団検診の場に持っていけば、3月24日まではそれらのがん検診が無料でできるというわけで、当然、個別でも集団でもいいわけですね。

なぜ5歳間隔なのか。対象年齢の設定が私にはわかりませんが、私は、子宮頸がん検診対象者にも乳がん検診対象者にも、今回の事業については該当しません。無料で受診することはできません。でも、私もがんになる可能性は大いにあります。となりますと、別府市独自で行っている子宮頸がん、乳がん検診を受診することになるわけですが、別府市の場合、子宮頸がん検診、20歳以上の女性は集団検診900円、指定医療機関での個別検診1,100円、乳がん検診、40歳以上の女性で集団検診が700円、個別検診が1,200円で受診ができるようになっておりますので、未然に防止するという観点から見ればそう高いものでもありませんので、それを受診するといいいと思います。

それでは、市外での受診、また県外から推進事業期間中に転居された方の対応はどうなっていますでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

大分県内におきましては、相互乗り入れという制度により他市町村においても受診ができるようになっております。転出等により住民票が移動した場合は、移動先の市町村がクーポン券の実施主体となりますので、クーポン券の使用につきましては、移動先市町村のがん検診実施状況により異なります。別府市の場合、クーポン券の使用期限が、先ほども言いましたが、ことし、今月の3月24日までというふうになっております。

6番(乙咩千代子君) 少しお答えがなかったような気がするのですが、期限までの転入については、別府市のクーポン券を発行し受診していただけるというところが抜けていたような気がいたしますので、そこもつけ加えてよろしいでしょうか。

別府市の場合、日本国籍でない外国籍の方もたくさんいらっしゃるとは思いますが、そのような方の受診は可能でしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) 失礼いたしました。外国の方につきましては、国の定める基準日、この基準日というのが、昨年平成21年6月30日になりますが、その時点で別府市に住民登録をされており、年齢が該当する方については対象者となりますので、クーポン券の送付をいたしております。

6番(乙咩千代子君) 申しわけございません。もしクーポン券が届かなかったり紛失した場合の対応は、いかがなさっておられますか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

お知らせは、市報やケーブルテレビ等にて広報させていただいております。また、医療機関等の関係機関においても協力をいただいて、ポスター等を掲示させていただいております。クーポン券が届いていないとの問い合わせには、資格や受診状況を確認しまして、クーポン券の再発行を行っております。また、紛失も同様の措置をとっております。

6番(乙咩千代子君) わかりました、ありがとうございました。

では、次に受診率についてお尋ねをいたします。別府市の受診率はどのようになっていますでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) この節目検診に該当する方にクーポン券を発行しておりますが、子宮頸がん検診につきまして発行したクーポンの人数は4,079人、このうちクーポンを利用して受診をされた方が559名、約13.7%、乳がん検診につきましては、クーポン券の対象者が4,464人、このうちクーポン券利用者が778名、17.4%というふうになっております。また、年齢の階層別で見ますと、子宮頸がんにつきましては、最も多かったのが40歳の方で162名、29%、乳がん検診につきましては、60歳の方が236名で30.3%というふうになっております。

6番(乙咩千代子君) 数字をお聞きしましたがけれども、後ろからも、「低い」という御意見が出ております。私も受診率をお聞きいたしましたけれども、1月末現在のものとはいえ大変低いと感じております。数字を羅列すると、ちょっと私も頭が痛くなるのですが、今一度確認をさせていただくならば、子宮頸がん検診の対象者である別府市の女性20歳以上3万2,516人のうち、受診者4,664人で受診率14.3%、乳がん検診者の対象者である女性40歳以上2万6,158人のうち、受診者3,294人で受診率12.6%、クーポン対象者というのか利用者というのか、それは20歳以上で5歳間隔40歳までの女性となる子宮頸がん検診は4,079人が対象で受診者559人、受診率13.7%、40歳以上5歳間隔で60歳までの乳がん検診が4,464人が対象で受診者数778人、17.4%。年齢別に見ても到底、国の目標とする50%には及んでおりません。

20年6月議会で私の質問の中で、19年度の受診率をお答えいただいております。そのときお答えにあったのが、子宮がん検診21%、乳がん検診13.2%。また、20年度のものが手元でございますが、受診率、子宮がん検診17.9%、乳がん検診11.1%。そして、21年度が1月末現在とはいえ14.3%と12.6%。ふえてないのですよね。

私は、昨年、議員として健康診断をして、その中に子宮頸がん検診、乳がん検診も入っていましたので、せめてこの中の1人に入っているのかなと思いましたが、お聞きしますと、職域であるために人数は入っていないということで、大変残念に思いました。数をつかむということもなかなか難しいことなのかなと、改めて思った次第です。

それでは、無料クーポン利用促進のために実施をされたことがあれば、お答えをください。

保健医療課長(伊藤慶典君) 議員御指摘のように非常に受診率が低いということで、私どもも努力はしているところなのですが、なかなか上がってくれないので非常に困っているところであります。

具体的に市の取り組みとしましては、先ほども言いましたけれども、市報及びケーブルテレビ、ホームページ等での広報や個別の通知、クーポン券を送付するときに個別通知と案内状を送付させていただいております。また、受診しやすい環境ということで、特定検

診や他のがん検診等と同時に実施ができるという形の方法をとらせていただいております。その他、検診についての償還払いというふうな支払いをさかのぼってするというふうな形もとらせていただいたのですが、現実問題、ちょっと低いというので、再度、今後の検討課題かなというふうに思っております。

6番(乙 千代子君) 大変だと思えますけれども、やっぱりしていただかなければいけないことでもあるのかなと思っております。

それでは、クーポン対象者で未受診者への対策は、何かお考えでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) 今申し上げましたように、市報やケーブルテレビ等における周知、また医療機関への協力依頼等を行っているところであります。また、クーポン券対象者に限らず広く受診を呼びかけるために、女性の健康アップセミナーを土曜日に開催し、子宮がんについての講演と同時に、検診等を受けていただくというふうな方法もとらせていただきました。

6番(乙 千代子君) 21年度に関しては、全額国からの補助ということでお聞きしておりますが、22年度はどうなっておりますでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように21年度につきましては、国の全額補助という事業で始まったものであります。単年度で終了する予定でしたが、国の方から来年度についてもということで、平成22年度につきましても事業実施をするようにしております。ただし、全額補助が2分の1ということで減額をされている状況であります。

6番(乙 千代子君) ぜひ、その補助が続くといいなと思っております。

なぜ受診率が低いと思っておられますか、担当課のお考えをお聞かせください。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

クーポン券に限らず、これまで検診の受診率はどれも県内で残念ながら下位の状況であります。検診期間や方法、利便性等、他市町村と比較しても受診率が低い状況となる理由がないわけなのですが、昨年実施しましたアンケート調査では、「検診の時間が合わない」、「小さい子どもがいるので受診する暇がない」、「検診の必要性がよくわからない」というふうな回答をいただいているところでございます。

6番(乙 千代子君) そのアンケートの結果の「時間が合わない」、「小さい子どもがいるので受診する暇がない」というのは、解決をお願いすれば解決ができるのかなと思ったりもしているのですけれども、一番気になったのが、「検診の必要性がわからない」という回答をされた方が、ちょっと私も理解に苦しむのですけれども、検診の必要性をやはり言い続けていかないといけないのかなと思っておりますので、その点も十分お願いをしたいと思います。

それでは、先ほど市原議員から譲っていただきました子宮頸がんについて、お聞かせ願いたいと思います。

女性特有のがん検診のうち乳がんにつきましては、以前、リンパに近いので早期発見・早期治療のためにも、どのがんに関しても同じですけれども、検診のさらなる充実をお願いしたところでございます。女性特有のがんのうち子宮頸がんについては、最近予防ワクチンが承認をされ接種されているようですが、唯一がんに対し予防できるワクチンとなっております。子宮頸がんの原因及び予防するワクチンは、どのようなものでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

ほとんどの子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされております。過去20年で見ますと、20代から30代で急増しております。子宮頸がんの予防ワクチンは、発がん性のヒトパピローマウイルスの中でも特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されている形の感染を防ぐワクチンと言われております。接種年齢は、小学校高学年



が最も適していると言われております。

6番(乙咩千代子君) 他のがんと違い子宮頸がんは、その原因が解明されているがんで、それゆえに予防が可能ながんということ、また、すべての女性の約80%が一生に一度は感染しているほど、とてもありふれたウイルスであるそうです。しかし、感染しても9割近くの人は一、二年のうちに免疫などによって自然消滅してしまうとされています。ただ一つの問題としては、先ほど女性特有のがん検診推進事業の受診率のところでもお聞きいたしました、せつかくの事業であってもその受診率が低く、子宮頸がんを見落とし、その結果、がんが進行してしまい、子宮摘出をして妊娠や出産の機会を奪われ、また周りの臓器も取らなくてはならない場合など、命を落としてしまうことにつながってしまうことは、女性にとって心身ともに大きな負担を強いることになってしまいます。恐ろしいことであると同時に、検診を受けることで防ぐことができたことが、自己管理が十分でなかったために後悔することもあるのではないかと思います。

それと、別府の状況を見たとき、クーポン券で受診、利用した子宮頸がん、受診率が1けた台、8.9%の20代のがんが心配になりました。なぜかといいますと、子宮頸がんは近年では20代後半から30代に急増、若い女性の発症率が増加傾向にあるわけです。子宮頸がんは、がんによる死亡原因の第3位、20代から30代で発症率第1位のがんは、子宮頸がん、乳がん、卵巣がんと続いております。世界じゅうでは、2分に1人の女性が子宮頸がんで亡くなっており、日本では1日に約10人の女性が亡くなっているという報告も聞いております。20代の若い女性の受診率をアップする対策を講じなければ、せつかくの若い命が無残にもなくなってしまう結果となってしまいます。あくまでも、その対策の一つであるワクチンを公費助成により接種することで、子宮頸がんの発症を少しでも減少させることができると思われますが、担当課のお考えをお聞かせください。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、日本では昨年12月に開始をされました。日本における安全性や効果などは、現在のところまだ十分確認をされていない状況であります。ワクチン対象としているウイルスの種類も100種類以上ありまして、このうちの2種類に効果的ではありますが、すべてではありません。定期的な検診で十分に早期の段階での異常細胞を発見でき、ほぼ確実に予防できますので、乳がん検診とともに、今後も定期検診の受診勧奨を啓発するなど、女性特有のがん検診推進に取り組んでまいりたいと思います。

6番(乙咩千代子君) 御答弁でありましたように、子宮頸がん予防ワクチンを接種することで100種類以上のウイルスのうち、ごく一部の感染を防ぐことができますが、すべての発がん性HPVの感染を防ぐことはできません。そのため、ワクチンを接種しなかった場合と比べれば可能性はかなり低いものの、ワクチンを接種していても子宮頸がんにかかる可能性はあります。

最近盛んに「子宮頸がんは予防する時代です」とか、「子宮頸がんのワクチン接種を」とか、「子宮頸がんは予防できる」という新聞記事を目にいたします。子宮頸がんを完全に防ぐには、子宮頸がんワクチンの接種だけではなく、定期的に子宮頸がん検診を受けて、前がん病変のうちに見つけることが大切なのは言うまでもありません。例えワクチン接種をしても、その後年に1回は子宮頸がん検診を受けること、また子宮体がんと子宮頸がんは違いますので、その点も十分知った上で、若い人は受診しにくいかもしれませんが、自分の体を守るためにも、ぜひともこの女性特有のがん検診推進事業が終了しても、がん検診を受けていただきたいと思います。

担当課も、受診率を高めるために最大限の御努力をされていると信じておりますが、受診率低下の原因究明、解決、またでき得るなら休・祭日や夕方・夜間の受診対応、また受診対象者である若い母親には地域の子育てサロンや乳幼児健診、妊娠届け出時の受診勧告、

幼稚園、保育園、小・中学校に働きかけて受診を促す、また働く女性には難しいかもしれませんが、受診休暇取得ができるように企業への受診要請、啓発活動、女子学生には、別府市は実施しているようですが、大学祭などでのチラシなどの配布など、もう一步の力添えでがん検診の受診率を高めることができ、予防も可能だと思います。

先進国の子宮がん検診受診率は、トップがフィンランド、次いでアメリカ、デンマーク、イギリスとなっております。それらの国は、子宮がん検診がレディースのたしなみだと考えているそうです。日本でも子宮がん検診がレディースのたしなみになっていることを願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

では次に、別府市総合教育センターについてのお尋ねをいたします。

別府市総合教育センターは、平成17年4月、旧青少年センターと旧教育センターを統合し、学校、地域への支援センターとして新たに開設をされ、5年目を迎えていることは存じ上げております。また、初代総合教育センター所長は現教育長の寺岡教育長だということ、業務内容として、不登校の相談、愛のパトロールの実施などを行っていることなど、認識をいたしております。私もセンター補導員として青少年センターのときからかかわってまいりましたが、ほかにどのような業務を行っているのか、またどのような役割を担っているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えをいたします。

総合教育センターは、研究・研修、生徒指導、青少年育成の三つの業務を行っております。研究・研修部では、教職員の資質向上を目的とした研修講座の開設、それから授業における指導・工夫・改善への指導・支援、生徒指導部では、幼稚園から中学校までの生徒指導全般における児童・生徒への支援、青少年育成部では、議員さんがかかわられた街頭補導、それから地域の青少年の健全育成にかかわる活動の支援など、別府警察署を初めとする関係機関との連絡調整を行っております。学校、保護者、地域への支援センターとしての役割の一端を担っております。

6番（乙咩千代子君） 今御答弁の中にはなかったのですが、21世紀を担う別府っ子表彰というのがございますね。それは、地域活動やボランティア活動などに積極的に取り組んでいる青少年や青少年の健全育成に貢献している指導者、あるいは団体を顕彰し、その功績をたたえ、激賞するとともに、今後も青少年健全育成の振興に役立たせていくものということですね。1年の中で受賞する方の制限があるのか、校区での人数制限があるのか、私はわかりませんが、かげで子どもたちへ何らかの形で影響を与えている指導者、また少しでも社会のために役立つことがしたいと思っている子どもたちを、ぜひとも表彰していただきたいと思いますが、もし枠があるのであれば、少し枠を広げてでも対応を御検討していただければと願っております。

次に、4月には各学校で入学式が行われるわけですが、保護者といたしましては、当然子どもがいじめに遭ってほしくないという切実な願いがございます。別府市のいじめの現状と対応について、お聞きいたします。

大人の社会でも同じでしょうが、子どもたちにとってのいじめとはどういうことを指すのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

いじめの定義でございますが、一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている者、なお、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。

6番（乙咩千代子君） 当然のごとく学校の中、学校の外ということは、その子を取り巻くすべての環境のもとで、その子を取り巻くすべての周りの人から精神的な苦痛を感じることがいじめとなるわけですね。

それでは、別府市のいじめの状況をお尋ねいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えします。

別府市では、年3回全小・中学生を対象に、いじめの認知件数を調査しております。平成21年11月の調査では、小学校で307件、中学校で128件ございます。6月の認知件数と比較して、減少しております。

6番（乙咩千代子君） 当然、無記名での御回答でしょうから、件数については正確に近いものだと思っております。調査上では6月に比べて減少していると言われましたが、これだけのいじめが起きている事実は事実です。私は、この数字を見たときに多いと解釈をしていいのか、少ないと解釈していいのかわかりませんでした。それに、どの程度のいじめの大きさなのか。我慢することはよくありませんが、我慢ができるくらいなのか、それともその学校で大きな問題となっているのか、その点は伝わってはまいりませんでした。そこで、いじめの未然防止及び解消についての取り組みをお聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えをします。

各小・中学校では、人権教育を柱として学級活動や道徳の時間等を活用して未然防止の取り組みを行っております。また、いじめの解消につきましては、まず学校が即座に対応します。件数は少ないですが、きちんと解決しない場合には、総合教育センターに相談が寄せられることもございます。

6番（乙咩千代子君） いじめは、奥深いものがあると思います。現在、皇室でもマスコミをにぎわしておりますが、本人はもちろん家族にとっても本当に心痛むことだと思います。人間のことでありますから、見落としとすいうのか、見過ごしてしまうとすいうのか、そういうことがあるかもしれませんが、地域、学校、家庭が一緒になって、子どもが少しでも様子が変だと感じたときには、どしどしとそういう機関に届け出て、いじめや、その先にもしかしたら潜んでいるかもしれない命にかかわること、ぜひ未然に防いでほしいと強く感じています。

平成20年度の全国の不登校児童は17万7,000人で、生活指導上の大きな課題となっております。児童・生徒さんが、どんな理由があるにしろ学校に行けなくなるということは、今後の進路を考えたときに大きな問題であると考えられます。センターでは、そのような生徒さんの交流の場所として、ふれあいルームがあるとお聞きしておりますが、その現状をお聞きいたします。ふれあいルームの開設された時期、場所をお尋ねいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

平成17年4月から現支援体制で、旧南小学校教室棟1階に開設をしております。

6番（乙咩千代子君） そのふれあいルームには、どのくらいの生徒さんが通っておりますか。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

今年度は、小学生2名、中学生13名、計15名が通級しております。ここ数年、15名前後の小・中学生が通級しております。

6番（乙咩千代子君） そのふれあいルームでは、生徒さんへどのような支援を行っておりますか。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

午前中は学力補充のための学習を行い、午後はスポーツや花壇を利用した菜園活動等の共同活動を行っております。また、少年自然の家おじかと連携し、定期的に体験活動も行っております。毎週水曜日を学校への再当校日として、学校復帰を支援しております。

6番（乙咩千代子君） では、そのふれあいルームの生徒さんの学校復帰の状況をお尋ねいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

支援している年度途中で完全に学級に復帰することは、なかなか難しい状況にございます。今年度入級しております15名の中で12名の児童・生徒が、不定期ではございますが、再び学校に登校できるようになっております。

6番（乙咩千代子君） 生徒さんは、学校に行こう、学校に行きたいと努力をしているわけですから、その生徒さんの学校復帰には周りの大きな協力が必要だと思えます。また、不登校傾向の子どもが学校復帰する過程で、授業時間はそうでもないけれども、休み時間の10分間がつかいづつやいたことがあったとお聞きしたことがあります。そのつらさは、何を訴えているのでしょうか。この子は、休み時間の10分間について語っていますが、実は休み時間はもちろんのこと、授業時間においても心の居場所がないと訴えていると考えられます。子どもたちの訴えに耳を傾け、復帰については焦ることなく、心の居場所のある学校づくりを築いていただきたいと思います。

次に、先日コンビニに立ち寄り雑誌コーナーをのぞいてみますと、成人向け雑誌が陳列されておりました。コンビニは、小・中学生が気楽に立ち寄り、利用する場所ですので、その利用度は高いと思えます。以前、私も成人向けビデオや雑誌の立ち入り調査に同行したことがあります。有害図書に対するセンターの取り組みをお聞きしたいと思います。まず、有害図書の定義をお聞きいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

青少年の健全な育成に関する条例によりますと、全裸、半裸、もしくはこれに近い状態、そういう性行為を被写体とした写真または描写した場面、紙面のページ数が合わせて30ページ以上、または該当刊行物の総ページ数の3分の1以上と定義されております。

6番（乙咩千代子君） 市内の書店やコンビニ等に置かれている有害図書の状況について、お聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

センター補導員さんの協力を得て、昨年9月から10月にかけて約20店舗の書店、スーパー、コンビニエンスストアを調査しましたところ、多くの店舗では有害図書を成人向けコーナーにきちんと陳列していたり、ビニールで包んだり、ひもで縛ったりして、子どもが容易に手に取ったり見たりできないよう配慮していましたが、性的描写のある漫画雑誌が、容易に子どもの目に触れる場所に陳列されている店舗もあったのが現状でございます。

6番（乙咩千代子君） それでは、センターとしてこの有害図書への今後の対応について、お聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

センターでは、大分県私学振興・青少年課及び別府警察署へ現状を連絡いたしましたところでございます。今後も定期的な立ち寄りを通して有害図書が子どもたちの目に触れないように、成人向け専用コーナーへの陳列や有害図書表示等を各店舗にお願いしていこうというふうに考えております。

6番（乙咩千代子君） 私も近所のコンビニ数店でその状況を実際に見て、店員さんにお聞きしてみました。お酒、たばこに関しては年齢制限があって売れない場合があるわけですが、この有害図書に関しては、それができていない状況で、年齢を把握する方法としては、お店側が見た感覚で判断するとか、身分証明を提示していただくとかがありました。ただ、大人びた高校生に関してはわかりませんという、（笑声）何か笑えるような話もございました。本自体はビニールで全体が包まれたり、ビニールひもで開けないようにとめてあったりなどしてありますし、またコンビニの場合は、本を置いてあるスペースが限られていますので、店員さんやお客様の目もあり、一人でその本を見るには勇気が要るの

ではないかと思えます。お店に対して、商売をしている以上、売らないでくださいということにはならないと思えますが、せめて容易に子どもたちの目に触れない場所に陳列をしていただくよう、センターからも強く指導していただけたらと願っています。

次に、2008年11月にベネッセ教育研究開発センターが実施した子どもICT利用実態調査によりますと、携帯電話は、小学生では約3割、中学生では約5割、高校生では約9割が所持している。また、家庭でのパソコンの利用率は、小学生では約6割、中学生では約7割、高校生では約8割が利用しているという調査結果が出ております。パソコンや携帯電話から自由に文章や写真等の載せられている掲示板があると聞いております。携帯電話を所持している中学生は、この掲示板にきょうの出来事や感想などを自由に書き込んだり、他の人の掲示板を見たりしているようで、そんな掲示板の中には生徒や教師などの誹謗中傷を書き込む学校裏サイトがあると聞いております。そこには特定の生徒の写真が無断で掲載したり悪口を書いたりして、全国的にも大きな問題になっています。別府市の小・中学生の携帯電話の状況をお聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

別府市中学校生徒指導主事会では、平成15年度より市内公立中学校全員を対象にしまして、携帯電話にかかわるアンケートを実施しております。平成21年度の携帯電話の所持率は約35%で、減少傾向にあります。ただし、小学校は学校独自での調査をしておいて、市教委としては把握しておりません。

6番（乙咩千代子君） 意外だったのが、横ばいではなく減少傾向にあるということでしたが、その背景には何が考えられますか。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

減少した原因は、はっきりとはわかりませんが、携帯電話の価格が大変高くなってきたこと、それから保護者の皆さんが、子どもに所持させることによる弊害について危機感を持たれたのではないかと、そういうふう考えております。

6番（乙咩千代子君） 特定の人間の誹謗中傷の場になっている、学校裏サイトについてお聞きをいたします。学校裏サイトとはどのようなものか、お聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

学校裏サイトとは、ある特定の学校の話題のみを扱う非公式の匿名掲示板のことです。

6番（乙咩千代子君） 学校裏サイトの実態について、お聞かせください。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

平成21年3月の文部科学省の発表によりますと、約4万件となっております。しかも、この数字は確認されたもので、はっきりとした数は把握できておりません。また、確認された2割の約8,000件に誹謗中傷の内容が確認されており、何らかの対策が必要なサイト、そういうふうに表示されております。

6番（乙咩千代子君） 学校裏サイトは、学校や保護者が監督できるものでしょうか。お尋ねをいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

ほとんどのサイトに部外者が入れないようにパスワードが設定されており、中には携帯電話からしか見られないものもあります。非常に困難な状況でございます。また、アドレスが公開されていないものが多く、捜し出すのも困難なサイトもあるのが現状でございます。

6番（乙咩千代子君） 市教委として、このようにたくさん問題を含んでいる携帯電話であります。どのようにとらえているか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（御手洗 茂君） お答えいたします。

P T Aと合同の学習会を実施いたしましたところ、大人が携帯電話の操作や情報について行けないという現状が見えてきました。携帯電話にかかる問題点として、メールのやり取りにかかるトラブル、掲示板等への悪意のある書き込み、問題行動にかかる他校間との連絡に使用、また高額料金の請求、有害サイトの利用、それから深夜までの携帯電話の使用、携帯電話を手放せない生徒の増加、それから携帯電話の取り扱いに関する保護者への啓発の充実の必要性、以上のような問題点が上がっております。

6番(乙咩千代子君) そうですね、携帯電話にしてもパソコンにしても、大人の方が使い切っていないという部分があるかと思えます。

では、このような状況を受けて、学校ではどのような対応をされているのか、お聞かせください。

学校教育課長(御手洗 茂君) お答えいたします。

各学校では、学級活動等の時間を使いまして、文科省から配布されたパンフレット等を活用しながら、児童・生徒の発達段階に合わせた情報教育を行っていると同時に、P T Aで保護者へ携帯電話にかかる問題点の啓発を行っているところでございます。

6番(乙咩千代子君) 携帯電話の使用は、各方面から見ても問題が多く存在していると思われませんが、今の時代、必需品になっていることは言うまでもありません。ただ、私は以前から、この携帯電話が成長期の子どもたちの体に及ぼす影響を心配しておりました。携帯電話の健康影響について、これまでの研究では、我が国を含め各国で採用されている電波の安全基準値のレベルで、悪影響が生じる可能性は認められておりません。WHOも、2000年6月に国際基準地以下の電磁波が健康に重大な影響を与える可能性は低いと報告済みで、専門家の間では、すでに携帯電話の電波はおおむね安全となっています。一方、子どもの携帯電話の端末使用が急速に拡大しているため、WHOは、子どもを対象とした疫学研究を実施するように各国に呼びかけております。総務省では、このような世界の動きを受けて、我が国でも青少年の携帯電話利用について疫学調査を実施すべきという結論に達し、その委託を受けて現在実施がなされています。それは小学4年生から6年生を持つ保護者を対象に、子どもの携帯電話の影響についての調査です。調査目的は、子どもが携帯電話を使うことにより病気へのかかわりやすさやかきやすさに違いがあるかどうか。今回の調査を担当される教授によれば、成人については疫学研究が行われている。しかし、小児を対象とした研究はほとんどない。WHOが優先度の高い研究課題に位置づけていると説明をされています。

私が事務局へお問い合わせをさせていただきましたところ、「本調査は、現在登録及び追跡調査中で、結果が出るまでにはまだ時間がかかります。また、調査の結果は、学術雑誌に発表する予定です。ところで、本研究班では、全国の小学校に調査への協力をお願いしておりますが、なかなか協力を得ることが難しく、登録者の募集に苦慮しております。子どもの健康を守るための本調査の必要性を広く知っていただければと思っております」とのお答えがございました。この調査は、携帯電話の有無と健康状態について調べるわけで、調査の対象は子どもではなく、保護者の皆さんになるわけです。この調査について、教育委員会は把握をしておられますか。

学校教育課長(御手洗 茂君) お答えいたします。

議員さん御指摘の電波被害につきましては、報道等で聞いたことはありますが、現段階では文部科学省等からの通達はありません。因果関係がはっきりしない状況では、対応ができないのが現状でございます。

なお、議員さんのお話のあった総務省からの委託を受けた東京女子医大からのチラシ配布につきましては、各学校へ配布の依頼をしております。保護者がそのことに対応したかどうかは、直接医大への個人メールとなっておりますので、把握ができておりません。

6番(乙咩千代子君) 教育委員会はそのアンケートを配布しただけで、アンケートは直接携帯電話かパソコンで答える形式で、4カ月に1度の追跡調査を5年間実施、途中で参加を取りやめることも可能だとか。その参加のお願いのチラシはここにございますが、確かに「青少年の携帯電話利用と健康に関する全国コホート調査」と書かれてありますが、これを見て参加する保護者の方は少ないような気がいたします。そうは言っても、携帯電話が子どもの体にどのような影響を与えるかという大変重大な調査だとも思いますので、別に変なアンケートではないと私は思いますので、保護者の方も参加していただけるとありがたいなと思っています。

次に、教職員、学校、保護者、地域への多岐にわたる指導・支援を行っておられることがよくわかりました。学校教育や家庭教育の充実が大きな課題となっている昨今、総合教育センターの今後のあり方についてお聞きいたします。

学校教育課長(御手洗 茂君) お答えいたします。

本センターの設立の理念でございます調査研究、支援、それから連絡調整機能をさらに充実させ、学力の向上、いじめ・不登校の解消、園児、児童、生徒を取り巻く環境整備のために何ができるかを真摯に追求してまいりたいと考えております。そして、学校、保護者、地域からの相談に垣根を低くし、丁寧な対応・支援に心がけていきたいと考えております。

6番(乙咩千代子君) ありがとうございます。資料によりますと、昭和39年8月12日、別府市青少年センター発足、補導員27名による街頭補導、別府駅周辺の繁華街中心となっております。昭和53年ごろから市内でも少年非行が増加し、昭和55年から59年にかけて少年の現状等から補導状況の反省の中に、家庭、学校、地域の役割の重大さと3者の協力による地域ぐるみによる活動の推進の声があがっていたようで、その当時から地域で子どもたちを見守っていかなければという警告が発せられていたような気がいたします。私も参加しております愛のパトロールでは、子どもたちの非行を防止するという補導を目的に始まったことですが、現在はそうではなく、地域のおじちゃんやおばちゃんたちが、「あなたたちを見守っていますよ。だから、安心して遊んでいいですよ」。それで子どもたちも自分たちの地域は安心・安全な地域なのだ認識し、犯罪者も恐れをなす。

これは余分なことなのですけれども、我が町内の自治会長さんは、「安心・安全ではない。安全・安心なのだ。安全があって安心があるのだ」と常日ごろ言われておりますので、その解釈は皆さんにお任せいたします。

これが年2回実施をされている愛のパトロールの組織力のおかげであり、地域の人々から子どもたちへ安心・安全な地域のプレゼントなのではないかと私は思うのですが、これは当初の目的から変わってきたように思います。「愛パトの役割も終わった」とか、「意味がない」とかいう御意見もときどきお聞きすることがありますが、それもわかる気がいたします。でも、これも一度なくしてしまうと、もう二度とその組織をつくることはできないとも思います。市内と校区の補導を月に2度しているセンター補導員の力も大きいと思います。せめて年1度の視察研修費くらい出していただけるとありがたいなと願っておりますが、それは無理なことは十分承知しております。

お聞きしていると、総合教育センターの果たす役割は大きいと思いますので、子どもたちに対しては焦らず、大きな気持ちで解決へ向けた対策を強くお願いして、この項の質問を終わらせていただきます。

指定管理者制度について、お聞きいたします。

私も昔は、古い蒸し湯でございましたが、行っておりました。入り口が小さかったのですけれども、そのころ私は細かったので十分入ることができました。新しい蒸し湯は、入り口も大きくなり入りやすくなっており、地元の方を初め観光客もたくさん御利用になっ



ていることは存じております。鉄輪蒸し湯は、指定管理者制度を利用しているわけですが、指定管理者制度のメリットをお聞かせください。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

メリットとしましては、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理運営コストの削減が見込めることがメリットであるというふうに考えております。

6番（乙咩千代子君） 指定管理者をしている温泉施設のうち、鉄輪蒸し湯は公募でしょうか、それとも非公募でしょうか。お答えください。

温泉課長（安部 強君） 非公募でございます。

6番（乙咩千代子君） 非公募の理由、また現在の指定管理の期間、それが切れたときは公募されるのか、お尋ねいたします。

温泉課長（安部 強君） 非公募とした理由ですが、鉄輪温泉地区まちづくり整備事業受入協議会を初め、鉄輪旅館組合や地獄組合、鉄輪商工会、通り会や地元自治会など20団体から要望書が提出されました。これらの団体で構成される鉄輪温泉共栄会は鉄輪地域最大の組織であり、地域の歴史や特性を熟知し、観光客との交流を積極的に展開してきたものであります。新しい蒸し湯については、まちづくり交付金を活用して建設したものでありまして、鉄輪温泉地区の観光交流拠点となることを目的とした観光交流センターも設置されており、まちづくりや地域の活性化に寄与する施設となっております。これらのことから、新しくなった蒸し湯を観光交流の拠点としてより一層のONSENツーリズムの進展を図っていくということが、別府市の施策の方向と一致したものであるとの判断により、非公募としたものであります。

次に、指定管理の期間は、平成23年3月31日までとなっております。

次回の指定を公募にするか、非公募にするかについては、今後検討していきたいと思っております。

6番（乙咩千代子君） 非公募にした理由を、今お聞きいたしました。また次のときには公募か非公募かということも御検討中だということですので、一応理解をさせていただきました。

それでは、21年1月末現在の利用者数、1日当たりの利用者数はどのようになっていますか。20年度1月末と比較して、お答えください。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

21年度の1月末の利用者数は2万6,471人となっております、これは1日当たり90人となっております。20年度の1月末は2万5,473人で、1日当たり87人でしたので、全体では998人、1日当たりでは3人の増となっております。

6番（乙咩千代子君） それでは、鉄輪蒸し湯の通常時と年末年始の営業時間はどのようになっていますか。年末年始の営業時間の延長は無理でしょうか。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

通常の営業時間につきましては、午前6時30分より午後8時までとなっております。年末年始の営業時間につきましては、21年度は12月30日から1月3日まで、時間が午前7時より午後6時までとなっております。これの営業時間の延長につきましては、19年度までは午前9時から午後5時まででしたが、20年度より午前7時から午後6時までに延長したものであります。これの延長につきましては、指定管理者と今後協議していきたいと思っております。

6番（乙咩千代子君） 20年度から延長されたとのことですが、その結果はいかがだったでしょうか。

温泉課長（安部 強君） お答えいたします。

19年度の年末年始の利用者数が1,025人、20年度は1,099人で74人の増、

21年度が1,167人で、前年度と比較して68人の増となっております。

6番(乙咩千代子君) それでは、鉄輪蒸し湯の認知度はどの程度でしょうか。また、県別、国別の利用者はどのようになっていますでしょうか。

温泉課長(安部 強君) お答えいたします。

認知度ということで、なかなか難しいことではありますが、入浴者にアンケートにお答えをいただいております。これの1月末が、253人の方に回答をいただいております。この結果を見ますと、県外が215人、国外が4人となっております。県外で一番多かったのが福岡県で64人、次いで東京都の24人、大阪府の18人などとなっております。一番遠くの北海道が4人となっております。国外については、台湾が2人、韓国、カナダが各1人となっております。

6番(乙咩千代子君) 鉄輪蒸し湯につきましては、地元の皆さんの指示を受けて、公募によらずに指定されたということ十分に認識していただき、市民や観光客の皆さんの期待にこたえていただけるような管理運営を今まで以上にしっかりとさせていただきたいと願い、この私の質問を終わらせていただきます。

すみません。最後に、この3月をもって退職される部課長の皆さん、私は1期生でしたので、皆さんに大変助けていただきました。本当にありがとうございました。そしてまた、これからは健康に十分御注意の上、日々送られることを心から祈念申し上げます。ありがとうございます。

議長(野口哲男君) ありがとうございます。

休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長(国実久夫君) 再開いたします。

1番(穴井宏二君) きょうは3月16日、非常にさわやかな天気でございます。さわやかにやっていきたいと思っております。

では、まず、12月議会に続きまして認可外保育園について質問をさせてもらいたいと思っております。

市内には幾つか保育園がございます。その中に認可保育園それから認可外保育園がございます。私の子どもも認可外保育園に預けました。非常に熱心にされておりましたけれども、この保育所につきまして、現在、他の地域では東京、また山形県の一部地域では認証保育所制度というのがございます。こういうふうな保育所制度も最近出てきているわけでございますけれども、まず別府市内の認可外保育施設の設置数と人数、それから認可の保育施設の設置数と人数、最新の情報を教えてもらいたいと思っております。

児童家庭課長(藤内宣幸君) お答えいたします。

平成22年3月1日現在で17の認可外保育施設がございます。定員は634名、入所児童数につきましては437名となっております。

1番(穴井宏二君) 認可保育所については、どうなっておりますでしょうか。

児童家庭課長(藤内宣幸君) お答えいたします。

認可保育所につきましては、公立3カ所と民間の23カ所、計26カ所ございまして、定員につきましては1,825名、3月1日現在の入所者数につきましては2,082名となっております。

1番(穴井宏二君) 認可保育所の方が、かなり定員オーバーしている。257人プラスで、認可外の方がマイナス197人ということで、そういうふうになっております。いろんな理由があるかと思っておりますけれども、ここでは特に申し述べません。

それで、ちょっと幾つかお聞きしたいのですけれども、この認可保育園それから認可外

保育園、主な相違点、いろんな保育従事者の資格とか、またいろんな条件があるかと思えますけれども、それについてお願いします。

児童家庭課長（藤内宣幸君） 認可保育所と認可外保育施設の違いという御質問でございますけれども、まず認可保育所から御答弁を差し上げたいと思います。

認可保育所につきましては、これは児童福祉法の第45条の規定に基づきまして、児童福祉施設最低基準に適合した施設でございます。この内容につきましては、例えば乳児室の面積は1人につき1.65平米以上であること、また保育士につきましては、乳児おおむね3人につき1人以上等々が決められております。そして、児童福祉法の第35条に基づきまして、県知事の認可を要するというようになっております。

次に、認可外保育施設の内容でございますけれども、認可している認可保育所以外を総称して「認可外保育施設」と呼んでおります。認可保育所までの厳しい基準はございませんけれども、保育するに当たっては、保育に従事する者のおおむね3分の1以上が保育士、看護師の資格を有する者などが規定をされております。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である施設などにつきましては届け出対象外施設となっておりますけれども、大分県の場合、すべて認可外保育施設につきましては届け出するように行政指導を行っているところでございます。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。そういうことですね。例えばゼロ歳児3人に対しまして保育者1人、それから1、2歳児6人に対して保育者1人、こういった基準は認可も認可外も同じ、こういうふう聞いておりますけれども、給食を施設内でしている認可外も結構あるようでございまして、かなり国の基準に近いのでやっているのではないかなと思っております。

そこで、認可保育園に入るには共働きでないと難しいとか、そういうふうな声を聞いたこともございます。認可外も同じかどうか。難しい面があるのか。それと、認可外保育園の保育料が認可保育園よりも高いと言われております。これについて何かありましたら、あわせてお願いしたいと思えます。

児童家庭課長（藤内宣幸君） まず、認可保育施設と認可外を比較した場合、入所しやすいかどうかという御質問から、御答弁をさせていただきたいと思えます。

認可保育所は、児童福祉法の第39条で、「保育に欠ける乳児を保育する施設」と規定をされております。「保育に欠ける」とは、具体的に言いますと、保護者が就労中であること、そして出産前後であることとか、父母の病気の介護などで子どもを保育できない場合などが、「保育に欠ける」ということになっております。入園する際には、この保育に欠ける度合いのリスクの高低によりまして、高いものから入園させるようになっておりますが、入所の決定につきましては、各自治体が決定権を持っております。

認可外保育施設につきましては、当然、入園の決定権につきましては園が行いますが、保育に欠ける度合いの高いものから入園させるなどの判断基準とは別に、園独自の基準もあるかというふう考えておりますので、保護者の方は直接認可外保育施設に相談をなさった方がよからうかというふう考えておるところでございます。

次に、認可外保育施設の保育料が、認可保育所よりも高いのではないかという御質問でございますけれども、認可保育所の運営に当たりましては、保育料と不足分は国と県と市の補助で運営をいたしております。ところが、認可外保育施設につきましては、保育料だけで運営をいたしております。保育料の算定につきましては、認可保育所につきましては、別府市も他の自治体と同様、所得税額などに基づきまして保育料を算定いたしております。別府市の場合、最高で5万3,800円から最低は無料という幅がございます。確かに認可外保育施設の保育料が無料というところはありませんので、そのような意味で認可外保育施設が保育料が高いのだと判断される保護者もいるかと思えますけれども、相対的に判

断をせずに、保護者が認可保育所と特定の認可外施設を保育料や他の保育のサービスも含めて比較検討なさる方が、よりよいのではなからうかというふうを考えております。

1番(穴井宏二君) わかりました。認可外保育所も24時間対応をしている、24時間保育したり、またバスで送り迎えしているとか、いろんなサービスを考えてやっておりますけれども、そこで、どちらにしても行政が絡んでくるわけでございますが、認可外保育園についても、行政からの何らかの指導がある場合があるかと思いますが、そういうことは実際あるのでしょうか。

児童家庭課長(藤内宣幸君) 行政指導について、お答えをいたします。

大分県の場合を見ますと、すべての認可外保育施設に大分県が必要と認める事項を報告することや、職員の立ち入り調査や質問に対して協力するようになっております。そして、立ち入り調査などを拒否すれば、罰則の適用もあるというふうに聞いております。

1番(穴井宏二君) きょう、こういうふうな質問をさせていただいているのは、福岡県の認可外連盟の責任者の方ともちょっとお話をさせていただいたのですが、認可外の保育園の園長さんとかが、非常にやっぱり経営的に苦しい。また、そういう「認可外」という名称で保護者の方から誤解を招いているとか、何かあったら「認可外」というのが一くりにされて、認可外というのはちょっと劣っているのだ、そういうふうな誤解を受けている、非常に困っているというような声も聞きましたので、質問をさせていただいております。

そこで、福岡県の方では北九州市を除きまして、去年からそういうふうな「認可外」という言葉に冷たい響きがあって誤解を招くということで、「認可外保育施設」という名称を取りやめて、「届け出保育施設」という名称に見直したそうです。ことしの4月からは福岡市もスタートするというので、残りは北九州市だけというふうになっているそうでございますけれども、そこで、別府市として他県のこういうふうな状況から判断しまして、認可外保育園の名称の変更についてどう考えているのか、改めてお聞きしたいと思います。

児童家庭課長(藤内宣幸君) お答えいたします。

この名称の変更につきましては、児童福祉法の中で「認可外保育施設」という名称が規定されておりますので、大分県を初めまして県内すべての自治体では「認可外保育施設」という用語で運用しておるところでございます。この名称につきましては、認可権のある大分県、そして中核市の大分市に動向を確認してみたのですが、今のところ変更の動きはないようでございます。今後につきましては、県や県下各市の意向、動向を注視していきますけれども、県へ要望すべき時期だと判断されれば、直接または間接なりに要望をしていきたいというふうに考えております。

1番(穴井宏二君) ぜひ強い決意で要望をお願いしたいと思うのですが、先ほどもお話ししました山形県では新庄市それから米沢市、あと2市ぐらい、認証保育所制度をスタートしているようでございます。ここに要綱がございますけれども、ちょっと米沢にお聞きしましたら、どういうふうな段階でスタートしたのかとお聞きしたのですが、特にそういう難しい段階を踏んでいませんということで、「米沢市認証保育所事業実施要綱」という、こういうふうなものをつくりまして、あとは決裁をもらって、それでスタートしましたと。山形県の方がどうこう言ったわけではありませんけれども、市として独自でこういう制度をつくってスタートしましたということをおっしゃったので、その理由としては、やはり「認可外」という言葉に冷たい響きがあるということで、主な理由としてはおっしゃりました。

そういうことで、別府市の保育園の中で認可外保育園指導監督基準を満たしている保育園が幾つあるか調べましたところ、ざっと見た資料なものですから、17の認可外保育園のうち、指導監督基準を満たしている保育園が14ですね。県下では39あるうちの20

が満たしているようでございます。ですから、別府は17分の14ということで非常にレベルが高い、保育のレベルが高いと私は思っております。県の方にもお聞きしたところ、大分県の場合は、認可外保育園は厚生労働省の基準を使っているそうです。ですから、各県で基準をつくっているところもあるのですが、厚生労働省の基準を使っているので非常に厳しい基準でございますということではございました。ですから、米沢、新庄市の認証保育所の基準を見ると、そんな難しいあれではないような気がします。ほとんど同じなのですが、この二つの市で違うところが、新庄は1年につき10時間以上の保育は250日以上で、米沢にはそれがありません。あとは、もうほとんど変わりません。あと一つだけ、保育士または看護師の資格を有するのが2分の1か3分の1か、こんな違いで、あとは国の基準とほとんど変わらない状況でございますので、そういうところを研究されまして、ぜひこのレベルの高い別府市の保育の認証保育所制度をスタートしてもらいたいなと思っております。

そこで、12月議会でもちょっとお聞きしましたけれども、認可外保育所と認可外保育施設の1人当たりにかかる経費について、1人当たりどのくらいかかっているのか、これについてちょっと教えてもらいたいと思います。

児童家庭課長（藤内宣幸君） 児童1人当たりの経費について、お答えをいたします。

平成21年度の決算見込みで御報告をいたします。まず認可保育所でございますけれども、先ほど言いましたけれども、公立3カ所を含めまして26カ所でございます。21年度の延べ利用児童数が、約2万4,000人と見込んでおります。経費、これは運営費でございますけれども、20億500万円ほど要しますので、児童1人当たりの経費は8万4,000円ほどかかるというふうに見込んでおります。次に認可外保育施設でございますけれども、これは行政の補助がございません。ですから、別府市が大分県で最初に市単独で補助いたしました。現在、別府市と大分市が単独で認可外保育施設に補助をいたしております。別府市の認可外保育施設の補助対象となっている施設は、現在13カ所でございます。今年度の延べ利用児童数が約6,500人と見込んでおり、そして別府市の補助金が1,100万円ほど要する見込みでございます。ということで児童1人当たりの経費は約1,700円という状況になっております。

1番（穴井宏二君） かなりの差がある、単純に金額から見れば、約49倍の差がある、このように思います。こういう面からも非常にいろんな声が上がってくると思うのですが、久留米市の方に確認しましたところ、これも大ざっぱにというか、市外から通っている人を入れずに計算したら、認可が1人当たり6万9,000円、それから認可外が約4,100円、こういうふうになっておりました。やっぱり、どの地域でもかなり差があるなと思っております。

やはりこういうふうな保育園の現状でございますが、そこに子どもを預けている親も、やはり同じ税金を払っているわけございまして、そういうふうな税金の使い方を今一步考慮していく必要があるのではないかなと私は思っております。親の働き方とか、いろんな仕事の形態が変わってきておまして、いろんなニーズがあるかと思っておりますけれども、その子ども一人一人も保育を受ける権利がありますので、そういうふうな認可外保育園についても深い理解と、認証制度への移行を強くお願いしたいと思っております。

以上でこの項を終わります。市営住宅につきましては、一番最後にしたいと思っております。では、老人福祉についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、老人福祉電話の現状、請求、支払いについてということで、この質問をするきっかけになったのが、私の知り合いの方が、この老人福祉電話をちょうど使っておりまして、ちょっと請求書の関係、支払いの関係で御相談に乗らせていただいたことがきっかけでございます。この老人福祉電話の対応事業の、お貸ししている、この事業の概要に

ついてちょっと教えてもらいたいと思います。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

老人福祉電話対応事業は、65歳以上の高齢者の孤独感の解消や安否確認、日常生活の便宜を図ることを目的といたしまして、昭和50年に始まった事業でございます。対象となりますのは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯及び65歳以上の高齢者を含む世帯で、主に生計を維持する方が所得税非課税世帯の高齢者の方々となっております。

補助の内容といたしましては、取りつけ工事費用、毎月の電話使用料のうち基本料金と1日10円分の通話料を別府市が負担するというものでございます。

1番（穴井宏二君） 今お聞きした中で1日10円分の通話料を別府市が負担するというふうにお聞きいたしました。私は、非常にすばらしい制度ではないかなと思っております。この老人福祉電話そのものの制度がいい制度なのですけれども、1日10円分の通話料、1カ月でいえば約300円を負担する。ちょっと幾つかほかの自治体を調べさせてもらったのですが、こういう制度は余りなかったです。大概基本料金だけ自治体負担しているというケースが多かったのですけれども、この老人福祉電話で市内で現在お貸ししている、加入権をお貸ししているこの電話の台数はどのくらいになっておりますでしょうか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

平成22年2月末現在で105台というふうになっております。

1番（穴井宏二君） では、電話料の支払い、それから利用者に対する補助金の支給方法についてどうなっているか、お願いします。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

貸与した福祉電話の電話料は、一たん借受人—御利用者ということになりますが一の御負担となりますので、NTTからの借受人に送付される請求に基づきましてお支払いいただくこととなります。その後、1月分から6月分を前期分、7月分から12月分までを後期分とし、借受人の方の請求によりまして補助金を支給しております。

1番（穴井宏二君） 電話会社は、NTTだけということですね。はい。

ちょっと私も市民の方の書類を見せてもらいましたけれども、やっぱりかなり高齢なのですね。それでこの書類、例えば補助金交付申請書それから電話使用料補助金申請書、それからもう一つの用紙には口座番号とか印鑑とか書かないといけません。それから、約半年分の領収書と料金内訳書、これを保管する必要があります、半年分。ですから、私も物持ちが余りよくない方なのですけれども、思わずなくしてしまったりすることがあるのではないかなと思われます。その場合は支払い証明書が要るそうなのですけれども、そういうふうな高齢者の方の手間がかかるなど、私は正直思ったところです。

そこで、高齢者の方が年2回、毎月の領収書を保管して、またほかの書類をそろえて市または出張所の方に持っていかなければいけない、こういうふうな負担があるのではないかな。何とかこの負担をなくすことはできないかなと思って、調べさせていただきました。私も若干その写しがあったものですから、ほかのところを調べましたところ、ちょっと遠いのですが、千葉県茂原市では、別府と同じように1日10円分の通話料金の補助をしております。その分と合わせまして、基本料金も市が持っておるのですけれども、ここまでは同じなのですけれども、そのほかの通話料金等は利用者が負担している。ということは、電話会社から請求書を発行するのが、今別府市では一たん利用者に全部行きます。ところが、この茂原市では、基本料金は市の方へ、それから通話料金とかほかの料金は利用者の方に分割して発行するように、当初から分割発行で行っております。ですから、利用者の基本料金、別府でいえば1,600か700円ぐらいですかね、そういうふうな負担がなくなってくるのですね。半年分であれば1万をちょっと超えるぐらいの、そういうふうな

利用者の負担が軽減されるのではないかと思います。

そういう意味で、負担をなくすために、電話会社からの請求書の発行について、当初から分割発行、基本料金は市の方へ、それから通話料金、その他の分については利用者の方に分割発行したらどうかと思いますけれども、していただけますでしょうか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

議員さんが今おっしゃいましたように、補助金の請求につきましては、年2回、補助金の請求時期に別府市から借受人の方に請求手続きについてわかりやすく記載した案内文を送付しております。現行の手続きを変更いたしますことは、なかなか難しいところもございますが、基本的にこの事業は、支援を必要とする高齢者の方がいつまでも在宅で安心して生活ができるよう、自立を支える福祉サービスの一つとして行っております。現行の制度でもし御負担をおかけしているようなことであれば、利用者の方々にできるだけ御負担をおかけしないように、この事業の内容について検討いたしまして、可能な部分に関しましては、できるだけ早くそのような形にできますように努力してまいります。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。なるべく早くしていただければ負担が軽くなるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ちなみに、大阪の吹田市では20数年前から、関西方面は早いと思うのですけれども、この分割発行をやっておりました。そういう意味で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きましてホームヘルパーの資格の取得について、質問をさせてもらいたいと思います。

今、ホームヘルパーの資格についてよく問い合わせがあるのですが、このホームヘルパーの仕事内容は具体的にどのようなものが、お願ひしたいと思います。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

在宅の高齢者や障がい者の方々等のお宅を訪問いたしまして、入浴、着がえ、排泄、食事などの基本的な生活を継続できるようにする援助、身体介護や調理、洗濯、掃除、買い物など援助を代行する家事援助を提供し、在宅生活の維持や身体機能の低下防止などを図ります。また、計画的な援助や保健、医療など、他の機関と連携がとれるように利用者の把握を行うものとなっております。

なお、介護保険制度の中での正式な名称は、「訪問介護員」となっております。

1番（穴井宏二君） では、このホームヘルパーにつきまして、ちょっと4点お聞ひしたいと思うのですけれども、まずホームヘルパーの資格取得ですね、よく聞かれます。この資格取得の方法。それからヘルパーの研修の内容、それから大分県内で訪問介護員研修の修了者の状況、それから別府のハローワークでよく行われていますけれども、ハローワークで行われているホームヘルパー2級を取得するための講座の状況、これについてお願ひしたいと思います。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、最初の御質問の資格を取得する方法ということでございますが、介護保険法施行令に基づきまして、訪問看護員養成研修は、各都道府県知事の指定を受けた社会福祉法人や福祉系専門学校、あるいは民間企業などの養成研修事業者が実施いたします。その講習を全課程終了した者は、講習修了者として認定されまして、介護保険法上の指定を受けた指定訪問介護事業所においてホームヘルパーとしての仕事に従事することができることとなります。

続きまして、研修の内容でございますが、1級から3級までございまして、講義、実技講習、実習から構成されておまして、それぞれ定められた時間の受講が必要となります。1級課程は講義84時間、実技講習62時間、実習84時間の合計230時間の受講が必要でございまして、対象者は2級課程終了後1年以上の実務経験者となります。2級課程



は講義 5 8 時間、実技 4 2 時間、実習 3 0 時間の合計 1 3 0 時間となりまして、ホームヘルパーが行います業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる基本研修でございます。3 級課程は講義 2 5 時間、実技講習 1 7 時間、実習 8 時間の合計 5 0 時間でございまして、業務に関する基本的な知識及び技術の習得を目的としております。それから次の質問でございます。大分県内での研修の修了者の状況でございますが、平成 2 1 年 4 月 1 日現在で累計で 1 級課程は 1 , 5 3 9 人、同様に 2 級課程は 2 万 6 , 6 4 7 人、3 級課程は 7 , 3 1 1 人となっております。

最後の御質問ですが、別府のハローワークで行われている講座の状況でございます。これは昨年状況でございますが、雇用能力開発機構の関係の講座が 7 回、県関係の講座が 4 回、合計で 1 1 回開催されている状況でございます。募集人員は、いずれも 1 5 名から 2 0 名ということになっております。

1 番（穴井宏二君） このホームヘルパーの仕事、実際に従事された方の話を聞いたことがございますけれども、意外と早くやめられる方が多いように聞いております。せっかく仕事についたのに、やめてしまった。要するに、離職率が高いようでございます。この離職率についてと、この離職率を下げるための方策は何かないのか、これについてお聞きしたいと思います。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、ホームヘルパーの離職率ということでございますが、大変申しわけございません。別府市においてのものは把握しておりません。全国的には、平成 1 9 年度の数値になりますが、2 1 . 6 % というふうに報告されております。

それから、この離職率を下げる具体的な方法はあるのかという御質問でございますが、一般論になって大変申しわけございませんが、ホームヘルパーの業務は非常に重労働というふうに言われております。その内容と比較いたしまして、報酬がそれほどでもないというふうなことが言われております。端的には、その部分での充実が図れば離職率の低下につながると考えておりますが、一方、福祉の最前線という業務の本質にやりがい、あるいは喜びを感じていただくことも重要ではないのかなというふうに思っております。

1 番（穴井宏二君） 重労働とか給与がそれほどでもない、よく聞くことなのですが、やはりこれが原因であるというふうに思っております。しかし受ける側、要するに利用者から聞きますと、ヘルパーさんによって助けられた、本当に助かっているという声をよく聞きます。アンケートにも、利用者もしくは家族からの満足については、約 8 割の人が満足している、そういうふうにも出ております。ヘルパーさんの重要度が非常に数字にも出ているなと思っております。

そこで、この人気のあるヘルパーの資格取得についてでございますけれども、何か助成する、そういうふうな資格を取るための助成の制度があるのかどうか、お願いしたいと思います。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

働く方々の主体的な能力開発の取り組みを支援するという、並びに雇用の安定と再就職の促進を図るということを目的とする雇用保険の教育訓練給付金制度がございまして、一定の条件を満たす雇用保険の在職者、離職者は、御本人が支払った受講料の 2 0 % 相当、上限が 1 0 万円になりますが、ハローワークより支給される制度、あるいは県の補助事業になりますが、母子家庭自立支援給付金事業といったものがございます。また、新年度より新たに県の方で助成制度が始まるということも、最近ですが聞いております。

1 番（穴井宏二君） 県の方でも始まるということをご期待しておりますけれども、私が調べた中で、ちょっと遠いのですが島根県の松江市では、ヘルパーさんの資格を取得するために市が助成制度を設けているそうでございます。内容的には受講費の約 2 分の 1、最

高約5万円を上限としている。実績としては、平成21年度は資格取得者が90人いらっしゃったそうです、申請は95人あったそうでございますけれども、費用としては9万円ちょっとかかる費用の4万数千円を助成したとっております。年間の助成額は、市として約300万であった、そういうふうにもっております。そういうふうな独自の制度をぜひ設けていただきたいな、ホームヘルパーさんを取り巻く状況を勘案して、ぜひお願いしたいと思っております。

私も施設の人とちょっとお話をさせてもらったことがあるのですが、やはり飛び込みで施設の方に、何とか働きたい、資格はないのだけれども働きたい、そういうふうには飛び込んでくる方もいらっしゃるそうです。ですから、むげに断るわけにもいきませんので、ちょっと働いてもらったりすることもあるそうでございますけれども、そういう方を見て何か手助けができないか、自分のところでできないかということで、基金とかそういうのをつくって自分のところで働きながら資格を取ってもらって、取ったら自分のところで働いてもらう。3年間か5年間働いてもらう、そういうふうなことを考えているということもありました。そういうふうな思いでやっているところもございますので、ぜひ市としても応援をしてもらいたいと思っております。

以上で、この項は終わらせてもらいます。

続きまして、市民に便利な行政情報をということで。これは提言という観点が非常に強いのですが、ここに一つございます。以前、議会でも取り上げられたことがあると思うのですが、暮らしの便利帳ということで、これは鳥取市の暮らしの便利帳でございます。どういうふうな内容かと申しますと、行政情報が全部ではないですけども網羅されている。例えば、福祉と健康は何ページからとか、保険と年金は何ページ、防災情報は何ページ、それから市民との協働について、それから各施設の案内とか、そういうふうなのが、これはページ数はかなり大きいのですが、160ページぐらいありますが、載っております。この暮らしの便利帳の作成は、民間会社との共同で、自治体が共同でやったそうです。いろんな広告を取りながら、民間会社が広告を取りながら、その広告でこの暮らしの便利帳の経費を賄ったというふう聞いております。現在、この暮らしの便利帳、また市民便利帳とも言われますけれども、これを作成している自治体が全国でどのくらいあるのか、教えてもらいたいと思えます。

秘書広報課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

市独自で制作してもいるものと民間を活用して制作しているものとがございますが、その数については把握はしておりません。

ただ、ちなみに県内におきまして調べましたところ、大分市は転入者用に、中津、佐伯、竹田、豊後高田、由布市は、合併時に作成をしております。また、日田、津久見、杵築市も便利帳を作成しております。さらに、企業と行政がタイアップして作成しているところが、全国でおよそ30カ所の自治体で発行されているとお伺いしております。

別府市におきましては、今まで「子育てガイドブック」とか「障害福祉ガイドブック」、「健康特集号」など、個別の情報はございますが、市民便利帳という形のものはございません。

1番（穴井宏二君） 私も先日、釜堀課長から数年前につくったという「子育てガイドブック」をちょっと見させていただきまして、非常によくできているなと思えました。細かく子育てするお父さん、お母さん方の立場に立ったガイドブックができているなと本当に感激したのですが、そういうふうな細かいところまではこれはいきませんが、中にはそういうガイドブックを見てくださいとかいう案内を書いているところもございますので、そういうふうなガイドブックも非常にいいのではないかなと思っておりますが、私を取り寄せたのがうるま市、それから霧島市等ございます。先ほども申し上げまし

たけれども、民間会社がほとんど広告を取りに行き、行政の経費が、負担がゼロというふうな暮らしの便利帳を作成しておりますけれども、他市の、例えばうるま市とか霧島とか、費用それから市の負担額、どのくらいかかったか、これについてお願いしたいと思えます。

秘書広報課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

まず、うるま市からでございますが、うるま市については市町村合併後に作成しております。プロポーザル方式で事業者を決定いたしまして、20年8月に120ページの暮らしの便利帳を4万6,000部発行しております。作成期間は、およそ半年でございます。市では、情報の提供などと広告掲載のために各団体に文書での依頼と協力要請を行っておりまして、配布まで事業者が行い、市の経費負担はなかったとのことでございます。

次に霧島市でございますが、霧島市は行政改革の一環として実施しております。ここもプロポーザル方式で事業者を決定しておりまして、20年4月に180ページの暮らしの便利帳を7万部発行いたしております。作成期間は、およそ5カ月間でございます。ここも事業者が配布まで行っており、ただ、総広告部数は300件を超えているとお聞きしております。事務量としてもまた多かったのでございますが、市の経費負担はなかったとのことでございます。

ほかの市も調べてみたのですが、他市でも以前より市民便利帳をすでに作成をしており、合併または行政改革の一環として、更新時に民間を利用した便利帳を作成しているとのことでございました。

1番（穴井宏二君） わかりました。そこで、以前議会でも取り上げられたと思うのですが、別府市として、温泉地ですから、別府としてどのように取り組んでいるのか、現状と何か課題があれば、その課題について問題の解決ができていのかどうか。ぜひこの便利帳の作成について再度検討をお願いしたいと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

秘書広報課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

初めに、取り組みの状況でございますが、昨年、私も一応取り組むということで民間活力を利用して、暮らしの便利帳を発行しております10市に照会し、便利帳を入手し把握をいたしました。その内容をもちまして、昨年、導入に向けた行政経営会議の議題として議論させていただきました。行政の経費はかからないということでございましたが、また市民にとって便利なものという認識はございますけれども、広告の募集につきましては、この経済不況の中、地元業者に非常に負担がかかるのではないかと、他市の冊子を見ると広告が目につき、字が小さく、高齢者が読みづらいのではないかと、それと、また更新時期が数年であれば情報が変わり不便ではないかという意見の中で、一応導入を見送りさせていただきました。しかしながら、必要性は皆さん認識されておりますので、地元印刷業者を活用して、別府市独自の何らかの便利帳ができないかということで宿題はいただいております。

それで、次にその課題解決でございますが、別府市独自で作成しますと、6万部を例えば作成いたしますと、配送も含めまして2,400万程度の経費がかかるということでございます。それで現状的には非常に難しいのではないかと、しかしながら、市民に必要な情報をコストをかけずに、わかりやすく提供できる何らかの方策を検討したいということで、今研究している段階でございます。

1番（穴井宏二君） では最後になりますけれども、これは白石というところがございます。これは鳥取ですけれども、これの約3分の1の薄さでやっております。その白石は広告会社を一切使わずに自前でやっております、1年目は費用がかからなかった。2年に1回出しているそうなのですが、2回目は30万ほどかかったということで、

それは一般会計からやったということによっておまして、非常に少ない経費でわかりやすくつくっておりました。あと、武雄市はつくってないのですけれども、ホームページでわかりやすく出るようにしております。

先ほど地元業者の印刷ということもございましたけれども、これもクリアできる課題ではないかなと思っておまして、あと費用的にはふるさと納税を使ってやるのが一つのおもしろい方法ではないかなと私は思っております。そういう意味で、保健センターができてから取り組んでいただければいいかなと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に入りたいと思ひます。アレルギー対策ということできたいと思ひますけれども、ちょっと内容を変えまして、スポーツ健康課さんに学校アレルギーの質問をさせてもらいたいと思ひます。

小・中学校、高校もそうですけれども、アレルギーがだんだんふえてきておまして、大人も今花粉症の季節で結構花粉に悩む方がいらっしやいますけれども、このアレルギー、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」という本がございます。これを貸していただきましたけれども、非常によくできているなと思ひました。詳しく、よく対応しやすい本だなと思ひました。これにはどのように定義されているのか、お願ひしたいと思ひます。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

食物アレルギーの定義でございます。一般的には特定の食物を摂取することによって皮膚、呼吸器、消化器、あるいは全身に生ずるアレルギー反応のことというふうにあります。

1番（穴井宏二君） 児童・生徒の中には、もちろん食物アレルギーのある生徒もいらっしやると思ひます。その状況を把握をしているならば、どのような方法で行っているのか、お願ひしたいと思ひます。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

食物アレルギーの把握の方法でございます。毎年度、保健調査と食物アレルギー調査を実施するとともに、入学時の健康診断と保護者からの申し出により把握をしているところでございます。

1番（穴井宏二君） 保護者からの申し出と健康診断。はい、わかりました。

食物アレルギーのある児童・生徒数、データの的なものがあればお願ひしたいと思ひます。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

食物アレルギーを有する児童・生徒数でございますが、平成20年度8,542名中141名、21年度は8,465名中156名であります。

1番（穴井宏二君） パーセントでいけば、平成20年度が1.7%、21年度が1.8%ということとなっております。これは2年間のデータだけでございますけれども、だんだんふえていると思われまふ。そこで、この食物アレルギーに対しまして給食が問題になると思ひますけれども、この対応した給食を実際実施しているのかどうか、これについてお願ひしたいと思ひます。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

御案内のとおり、別府市では東山小学校を除きますすべての小学校に給食調理場がありまして、各小学校には1名の栄養士が配置されております。このため、食物アレルギーのある児童に対しまして、除去食や代替食をつくって、児童1人1人の状況に応じたきめ細かな対応をしているところであります。また、中学校は共同調理場になりますが、小学校のようなきめ細かい対応はできませんが、関係生徒に、具体的な食材を記載した詳細な献立を事前に配布するようにしているところであります。

1番（穴井宏二君） この食物アレルギーの中でも、食物とは限らないと思ひますのです

れども、ショック症状を起こして命にかかわるような状態になることがあります。アナフィラキシーショック、ちょっと難しい言葉なのですけれども、このアナフィラキシーショックについて、ガイドラインではどのように定義されているのか、お願いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

アナフィラキシーとは、アレルギー反応によってじんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ぜいぜい、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時に、かつ急激に出現した状態を言います。その中でも、血圧が低下して、意識の低下や脱力を来するような場合を特に「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに対応しないと命にかかわる重篤な状態であるというふうに定義をされております。

1番（穴井宏二君） このショックについては、直ちに対応しないと、とあります。命にかかわる重篤な状態になる。他市では何人かいらっしゃって、福岡県ではこのような講習会も開かれているそうでございます。このアナフィラキシーショックを起こしたときの対応としてエピペンというのがありますけれども、実際に市内の小・中学校でこれを携帯している児童・生徒の人数、何人いらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

現在のところ、1名小学校におります。

1番（穴井宏二君） 1名ということですね。この1名、大事にさせていただきたいと思っております。このアナフィラキシーショックを起こすと、ショック症状を起こして非常に危ない状態になるわけでございますけれども、これが起こらないように事前の対応が必要になってくると思っております。全国でこのショックの有病者数は約1万8,000人いらっしゃるそうでございますけれども、この事前の対応についてどのように対応しているのか、お願いいたします。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

事前の対応策でございますが、新入学の際に保護者からアンケートをとりますが、その中に何らかのアレルギーがあると回答があった児童に対しましては、保護者に家庭でどのような対応をしているのか、その様子を電話や面談をして、より詳細な状況の把握に今努めているところでございます。その中で食事の制限が必要な児童に対しましては、除去食や代替食をつくるなど対応をしているところでございます。また、特別な対応が必要となる児童・生徒につきましては、保護者や関係機関等からその児童・生徒の状況や具体的な対応の仕方については前もって把握をしておりますので、緊急時の連絡先などの関係情報を全教職員で共有し、緊急事態には学級担任だけに任せるのではなくて、全職員で対応できるように、職員体制の確立に努めているところでございます。

1番（穴井宏二君） ぜひ万全の対応をお願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

11番（猿渡久子君） 大変切実な問題や市民の関心の高い問題がたくさんありますので、できれば私もどなたかに持ち時間を譲っていただくとありがたいなと思っているぐらいですけれども、通告の順に沿いまして質問をしまいりますので、よろしくお願いたします。

まず、国民健康保険の問題、この問題を、私たち日本共産党議員団は毎回の議会で高過ぎる国保税の引き下げや負担を軽くするべきだということで質問をしまいいました。まず短期保険証・資格証・未交付などの状況ですけれども、直近の2月末現在の短期保険証、そして資格証明証の状況を伺いたいと思います。

滞納がありますと、1カ月とか3カ月とか6カ月とかいうふうな期限付きの短期保険証になったり、あるいは資格証明証は、病院に行く場合には全額自己負担になってしまうと

いう資格証明証になってしまう場合もありますね。その状況を教えてください。

あわせて、9月の議会で質問したときに、資格証を交付している世帯の中には高校生に当たる年齢の方がいらっしゃる世帯か2世帯ほどあるという答弁でしたね。それはどうなったのか。また、中学生以下は短期証を出すというふうになりましたが、国の方でもこれは高校生の方にも対応するというようになってきているようなのですが、その内容についても説明をしてください。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

1点目の、本年2月末現在の資格証それから短期保険者証の交付状況でございますが、資格証の世帯につきましては140世帯、それから短期証の交付世帯については2,952世帯となっております。

2点目の、年齢的に高校生の属する2世帯に対する対応ということでございますが、この2世帯につきましては、担当職員が訪問調査などをさせていただきまして納税協議を行いまして、保険証を交付しております。

3点目の、高校生にも短期保険証の交付をということでございますが、国の通知によりますと、今国会で国民健康保険法の一部を改正いたしまして、たぶんこれは来年の7月ごろになるかと思えますけれども、資格証明証の世帯に属する高校生の世帯、学生さんでなくても年齢を含めて働いている方についても6カ月間の短期保険証の交付を行う予定となっております。

11番（猿渡久子君） さいたま市では資格証がゼロというふうに聞いております。3月4日に参議院で日本共産党の小池晃さんが質問をした際に厚労大臣が、この資格証の発行についてこういうふうに答弁しています。「払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は慎重に対応するように自治体をお願いをする」というように、厚労大臣が資格証について答弁しておりますので、資格証については極力ゼロで済むように対応していただきたいと思えます。

私たちのところにいろんな相談が寄せられますけれども、この資格証以外にも未交付という状況がたくさんあると思うのですね。この未交付については、行政は把握しているのですかね。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

国民健康保険証の未交付世帯の把握につきましては、社会保険に加入していた方が退職、離職等でその資格を失った場合、年金事務所からの資格の取得・喪失の情報の提供がまだできていないこともありまして、現在のところ本人からの国保の加入の申請がない限り把握が難しい実情でございます。したがって、この問題につきましては、別府市だけの問題ではなく全国的な課題でございますので、年金事務所からの情報提供やそれに基づく職権処理が可能となるような制度化を早期に実現するよう、全国市長会を通じまして国に要望しているところでございます。そして、国民皆保険制度のもと国民健康保険証の未交付世帯の方々の国保への加入促進を図ってまいりたいと考えております。

11番（猿渡久子君） 国民皆保険制度と言いながら、もう未交付の世帯については行政も把握できてないということなのですね。

それと、さっきの高校生の短期証の件のところで、来年7月からという答弁だったのですけれども、ことしの7月というように厚労大臣が答弁していますね。だから、来年度ですけれども、ことし7月から高校生までの方については保険証は取り上げないようにというような厚労大臣の答弁だと思います。

高過ぎる国保税の引き下げをということですが、この問題は一貫して私たち主張をしてきた問題です。一般会計の繰入金のうち財政安定化支援事業繰入金、この問題については、先日の議案質疑の中で、20年度までは算定額の8割しか入れてなかったのだけ

れども、22年度、今度新年度は初めて満額算入するという答弁をされております。大変ありがたいと思っております。この繰入金の問題は、私たち日本共産党議員団は一貫して、議案質疑や一般質問や2010年度の予算要求でも全額繰り入れするべきだということを要求してきた問題です。この繰入金が、20年度と比べると、一般会計からの繰入金を幾らふやしたことになるのか教えてください。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えをいたします。

財政安定化支援事業繰入金を増額分についてでございます。新年度予算につきましては、算定額の2億7,371万4,000円を計上させていただいております。これを平成20年度までの交付税算入額で計算しますと、算入額は算定額の8割ということで2億1,897万1,000円となります。差し引きいたしますと、5,474万3,000円の増額の計上となります。

11番（猿渡久子君） 5,400万余りをふやしたということですね。赤字解消に充てるという答弁だったのですけれども、もちろん赤字解消も大事なのですけれども、それも図りながら、やはり今の市民の置かれている状況というのは非常に深刻な状況がありますので、何とか引き下げが幾らかでもできないかと思うのですね。といいますのは、いろいろな相談が寄せられますけれども、二、三の例を申し上げますと、今ホテルのお掃除をされている方、国保の方が多いのですね。今こういう方たちが別府市には多いと思うのですけれども、1時間631円という最低賃金、本当に最低賃金そのものの方が多いようですね。フルで5時間なのですね。お昼休みもなく、お昼も食べないまま5時間働いて26日出たとしても1カ月8万とか8万2,000円とか、そういう金額なのですね。しかも最近はお客さんが減って、ある方はここ暫く2年近く、五、六万しか収入がなかったというのですね。電気代が払えずに、もう数日後には電気がとめられるという状況になって、私たちのところに相談に見えたのです。この方はもう七、八年保険証がないまま、その間一回も病院に行っていない。「自分は元気だからいいのだけれども」と言っていましたけれども、以前はかけ持ちで仕事をしていたのだけれども、今はもう年齢的にそれも無理だということをおっしゃっていました。

また、別の方ですけれども、やはりこの方はホテルのお掃除なのですが、男性ですけれども、前は正社員で働いていたのだけれども、体を壊して大きな手術をして、その会社をやめないといけなくなった。運転免許証もないし、ほかにいろんな資格もないので就職がなかなかなくて、ホテルのメンテナンスの仕事をしているのですね。この方の場合なんか、もう20年くらい保険証がないままというのですね。こういう方たちも未交付ですよ。つかんでない状況ですよ。資格証にも当たらない。

もう1人のケースは、50代の男性です。会社が倒産をして失業して、失業のストレスもあって体調を崩しているのですね。一生懸命仕事を探してやっと仕事が見つかったのだけれども、健康診断にクリアしないと仕事に行けない。そこで、私のところに相談がありまして、一緒に保険年金課に行って短期証を1カ月のを出してもらったのです。やっとお金を握りしめて行ったのですけれども、やっと就職したのです。喜んで就職したのですけれども、1週間も働かないうちにもう体が無理だということで、即入院になってしまいました。本当にこの方は一時は命も危ない状況に陥ったのです。何とか回復して、今は退院されたからよかったのですけれども、本当、「家族を呼んでください。身内の方を全部集めてください」と病院から言われたというのですね。この方も十数年前から基本的には保険証がない状態。十数年前というと子どもさんが小さかったのです。何人か子どもさんがいらっやって、小学校の低学年とかぐらいの子もいたのですね。「そんなとき、どうしていたのと」と言うと、やっぱり病院に行かんといけんときだけ幾らか納めて短期証を出してもらってということでごさしてきたというわけですよ。



これは、ここ1カ月ぐらいの間に相談が寄せられた例で、こういう方がほかにもたくさんいらっしゃると思うのですよ。本当に氷山の一角だと思うのですね。さっきも言ったように3月4日に日本共産党の小池晃さんが、参議院の予算委員会で質問していますけれども、そのときに例として出しているのが、こんなに高過ぎるではないかということで、所得300万の夫婦と子供2人の4人世帯の場合で、京都で44万500円、福岡市で44万8,500円などの例を挙げて、所得300万で保険料40万円も、高過ぎる国保軽減を。命を守るというのだったら、鳩山さん、やっぱりこういうところをちゃんと命を守れるようにしないとだめでしょう、ということで質問したのですね。そのときに鳩山首相が答弁しているのが、「所得の1割以上の保険料を払わなければならないのは相当高い」、こう答弁しているのです。

でも、別府ね、これどころではないのですよね。別府の場合のこの同じケースでの保険料は幾らになるのでしょうか。

無保険で、死亡が増加したという報道もありました。経済的な理由で受診がおくれ、結果として死亡してしまった例が、2009年の1年間で43人という民医連の調査の報道もありましたね。でも、こういう状態をやはり改善するために、保険料の金額を引き下げることがどうしても必要だと思うのです。議案質疑で「難しい」という課長答弁があったのですが、やはり市というのは最後のとりですよね。最後のとりでとして市民の命、暮らしを守るために、大変なのはよくわかっているのだけれども、何とか対処しないといけないと思うのです。部長の考えは、いかがでしょうか。

総務部参事(藤野 博君) お答えをいたします。

まず最初に、御夫婦と子どもさん2人、年収300万円の別府市の保険料でございます。54万800円となっております。このような負担になりましたのも、いろいろな要因が考えられますけれども、議員さん御指摘のとおり、国の負担金引き下げられたことが大きな要因であろうと考えております。

国保事業は、相互扶助のもと、加入者全員が利用しました医療費総額を加入者の税金と保険料と、国・県からの補助金等公的資金で賄う仕組みでございます。仮に保険料を安くするためには、医療費が減少するか、国・県等からの補助金が増加すれば引き下げることが可能と考えておりますけれども、現在、別府市の医療費は年々増加している状況でございます。国・県の補助金の増額につきましても、全国市長会等、機会があるごとに毎年要望を行っているところでございます。

そのような中、ありがたいことに昨年の9月の議会でございますけれども、11番議員さんが提出者になられて提案されました国民健康保険に対する国庫負担金の増額を求める意見書が全会一致で可決されまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に別府市議会として提出されましたことは、私どもにとりまして非常に心強く、この場をお借りいたしまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

市の一般会計からの繰り出しにつきましては、ただいま課長が御報告いたしましたように、財政が大変厳しい状況にあります。少しでも国保会計の改善になるようにと浜田市長の強い指示で、当初予算に繰入金算定額いっぱい計上をいたしていただいております。

ただいまお尋ねのこの繰入金を財源として国保料を引き下げるべきとの御質問でございます。この繰入金の趣旨は、国保の加入者に応能割保険料負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと、高齢者が特に多いことなどによる医療費の増加といった保険者の責めに期することができない特別の事情に着目して、国から限定的に認められているものでございます。また、国の通知によりますと、この事業の実施につきましては、累積赤字の解消、基金の積み立て、保険事業等の中・長期的な国保財政の安定化に資する措置に

期待するものであり、保険税の安易な引き下げに充てられることを想定していないとされており、どうぞ御理解のほどをお願いいたします。

11番(猿渡久子君) 今答弁にあった通知を私も手元に持っていますけれども、今答弁したように、「保険税の安易な引き下げに充てられることを想定していない」とあるのですね。安易ではないと思うのですよ。今の別府の置かれている状況は、安易に引き下げよと言っているのではないのですね。もう本当に切実な状況ですから、「安易」には当たらないと思います。

先ほどの54万800円、300万の4人世帯で54万800円という答弁だったので、これは18%ですね、所得の18%に当たるのですね、課税所得の。しかし、別府の場合、所得の2割を超えるという世帯も結構ありますよね。ある世帯なんかは、課税所得の23%に上る国保税になる。これは1年前の議会で答弁している中身ですけども、そういう世帯すらあるのです。やはり、さっき挙げた例の中でも、病院に安心してかかれれば生活保護を受けなくても済むとおっしゃる方がいらっしゃるのですよ。何とか暮らしていけるのだと。だけれども、その病院代が出ないのだ。保険がないから、保険証がないから心配だから、この先を考えたときには生活保護を受けんといけんかなというふうになるのですね。だから、やはり払える保険税にしていくということが本当に大事なことだと思います。やはり国の方が1984年では国保会計全体に占める国庫負担の割合としては50%ぐらいだったのが、2007年には25%へと国の負担を引き下げたことが大きな要因だと思っています。

次にいきますけれども、国保税の減免の問題です。

これも繰り返し質問をしてきました。非自発的な離職等に伴う減免、リストラや失業した場合などの減免について、これまでは1年限りというものだったのですけれども、それを恒久的なものにするべきでしょうということ、この議会でも言ってきましたし、私は厚労省に行った際にも、直接厚労相にも要望をしてきた問題です。この問題はどのようになっているのか、説明してください。

保険年金課長(加藤陽三君) お答えいたします。

現行の失業者等による減免の特例は、議員が先ほどおっしゃいましたように今年度限りで失効いたします。それで、22年度移行の非自発的失業者の保険税の軽減につきましては、国の通知によりますと、倒産、解雇等の事業主の都合により離職した雇用保険の特定受給資格者、それから雇用期間満了などにより離職した特定離職者を対象に失業者の保険税が過重な負担にならないようにする観点から、保険税がおおむね在職中の水準に維持されるように、前年の給与所得を100分の30に減額いたしまして算定する特例措置が創設される予定でございます。

11番(猿渡久子君) 要するに来年度からも、ちょっと制度は変わるけれども、新しく失業者のための減免制度を国がつくるということですね。ありがたいと思います。

困窮者減免、市独自の困窮者減免については、これまでも何度も質問してきましたけれども、重ねて実現を要望しておきたいと思います。市民税については、失業や病気による税の減免規程が整備されているけれども、国保税の分ではそれが無いので、よろしく願いいたします。

もう一つ、災害の際の減免についてですね。災害に遭った際の減免については、例えば、ことしの1月にあった光町の災害の際でも、3月末までの8期、9期、10期分のみが減免の対象になると思うのですね。来年度4月以降に、例えば4月に火災に遭った場合なんかには丸々1年分が減免の対象になるのですよね。そういう点で不公平感があるので、それは見直しをすべきでしょうということはずっと言ってきたのですね。それについては、市民税の条例改正がこの議会に提案をされています。市民税ではそういう不公平感をなく

すということで提案をされていますので、国保税も同じように改正すべきだと思います。国保税の場合は、条例改正の必要がなく要綱ですので、ぜひ早い時期に見直しをしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

国保税の減免の要件の見直しにつきましては、地方税法の減免規程の趣旨、それから市税条例等の整合性はもとより、各市の状況等を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

11番（猿渡久子君） これはやはり早く解消しないと、市民税との整合性もとれないので、早い時期にぜひよろしくをお願いします。

それと、時間がなくなりましたので、医療費の自己負担分の減免については、これまで全く申請もなかったのだけれども、1人だけ減免の申請があって実施したというふうに聞いておりますので、今後また利用しやすいものにぜひ改善してもらうように要望をして、次の質問に移ってまいります。

子どもの医療費の問題です。子どもの医療費の助成制度の充実については、これまでも繰り返し私たちは要望をしてきた問題ですけれども、今開かれております県議会に、県が新しい制度を提案しているようです。これは子どもの医療費の助成制度を22年10月から入院の部分について中学校卒業まで拡充するという内容になっているようですが、別府市は、この議案が可決をされたらぜひ充実をさせてもらいたいと思うわけです。この県の制度は、月14日までを上限として1日500円という自己負担が必要という形になっているようです。別府市は、これまでも就学前の医療費無料を実施してまいりまして、500円負担分についても本人負担が必要ないように、市がその分を負担するという形で実施していただいているので、今後も中学生まで広がった際にもこの部分、自己負担が必要ないようにしてぜひしてもらいたいと思いますし、さらなる充実を目指してぜひ取り組んでもらいたいと思うわけですが、どうでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

今、議員が申されましたように、現在、県議会の方で提案をされて審議をしている状況ということで聞いております。これにつきましては、具体的な内容の協議というのは、4月の中旬に県の方で説明会を開くということで通知が来ている状況でありまして、その説明会を受けて別府市の対応を考えていきたいというふうに思っております。

11番（猿渡久子君） 県下18の市町村のうち、別府市よりも充実をしている自治体が6自治体ありますね。豊後大野市、姫島村は、中学3年生まで通院・入院の助成を自己負担なしでやっています。豊後大野市の場合は、年間6,500万という予算をつけて実施していますし、日田市でも小学校卒業まで3,300万の市負担で実施しています。そういう中で、やはり県の制度プラス通院の部分でさらに拡充するということをしていただきたいと思うわけですが、その試算をお願いしたのですよね。幾つかのパターンで試算をお願いしたのですが、小学校3年まで、小学校6年まで、中学3年までそれぞれ拡充した場合に市の負担がどの程度ふえるのか、答弁をしてください。これ、500円負担を市が負担するという形での試算で、どの程度の金額になるのでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この事業につきましては、原則県と市が2分の1ずつという形の事業であります。先ほどから議員もおっしゃってございましたけれども、別府市の方が500円の自己負担分を負担しているという状況で、2分の1の実施となっていない状況で、別府市の負担の方が多い状況にあります。そういうことを踏まえて、今御質問いただきました別府市の単独分の増加額です。これは平成20年度の決算と比較をさせていただいております。県が今検討しております、中学校3年生まで入院のみを見た場合、年間の負担額は840万円、中

学校3年生までの入院プラス小学校3年生までの外来も入れた全診療となりますと6,880万円、小学校6年生まで全診療という形になりますと1億2,994万円、中学校3年生まで全診療という形になりますと、1億9,412万円という形で試算をさせていただいております。

11番(猿渡久子君) 子どもの貧困の問題で、きのうも質問がありましたけれども、市民の生活は今大変になっていますので、ぜひ通院の部分も広げてもらいたいと思うのです。理想を言えば中学3年生まで通院もと言いたいのですけれども、一度にそこまで難しくても、少しでも広げる方向でぜひ努力をしてもらいたと思うのですが、どうでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) 先ほども申しましたが、まだ県の方の説明会自体が開かれてない状況であります。今後、県の動向それから県内の各市町村の動向等を踏まえながら前向きに検討していくような形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

11番(猿渡久子君) 子ども手当の予算が、別府市にも上がっていますが、私たちは、医療費の無料化を国の制度で行ったり、義務教育費の完全無償化など、子育ての土台を整備することと相まってこそ、この子ども手当の効果が上がるというふうに考えております。国会で日本共産党の穀田恵二議員が質問をした際に、この子どもの医療費無料化を国の制度として行うべきという質問に対して、鳩山首相が、「優先課題として扱いたいテーマだ」というふうに言っていますので、国の制度となるように私たちも今後とも頑張っていきたいと思っています。

では、次の項目に移ります。特別職などの退職金の問題です。

この特別職退職金を引き下げるべきという問題も、私は1期目のときから一貫して主張をしてきた問題です。現在の退職金の金額を以前の議会で答弁していますけれども、市長の退職金が、4年間で2,620万余り、副市長が1,500万余り、教育長が600万弱という金額になっております。この問題がかつてから質問をした際には、「報酬審議会で審議されるものと考えております」という答弁なのですが、報酬審議会はいつ開催されるのか、この点から答弁してください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

特別職の報酬等を決定する際の参考となる条件として、三つございます。まず1点目といたしまして、人口、財政規模等が類似する他の地方公共団体の特別職の報酬との比較、2点目として、別府市における特別職の報酬等に関するここ数年来の改定の経緯、そして3点目といたしまして、別府市の一般職の職員の給与の改定の状況を考慮し決定されます。この3点目の一般職の給料改定につきましては、毎年夏の人事院勧告に基づくものというところから、この人事院勧告後のことしの秋ごろに開催を予定しております。

11番(猿渡久子君) 市長が4年ごとに受け取る退職金が2,620万余りなのですが、2,600万という、市役所の職員さんが40年近く働いて退職する際に受け取る金額に当たると思うのですね。今、市民の生活状況というのは、さっきから言っていますように本当に深刻です。商売をされている方は、これは年収で300万以下という方が多いという状況ですね。年収で300万以下となると、所得はゼロの方が多いと思うのですが、それとか、私がシイタケ生産者の方のところに行ったときに言われていたのは、「我々、退職金は、いたいいたい病が残るだけだ」、こういう表現で言われていたけれども、いろんなところが悪くなるだけで、退職金なんか一つもないというわけですね。それとか、さっき言ったように最低賃金時給631円で働いているという方も多いわけです。退職金なんか一切ないという方が多いのですね。そういう中で、やはり市長が「市民の目線」と言うなら、やはりこの引き下げをみずから行うという姿勢が必要だと思います。

今、多くの自治体でこの市長退職金、引き下げが行われています。県下でも日田市と宇佐市で市長の任期中、自分自身の任期中に限ってですけれども、この退職金を半額カット

するというも行われていますし、名古屋市長とか群馬県太田市などでは、退職金をゼロにするというも行われています。

やはり市長自身が引き下げの意向を示していただきたいというふうに思うのですが、市長、いかがでしょうか。

総務部長（中尾 薫君） 特別職の退職金の問題につきましては、昨年の6月議会でも猿渡議員さんから御質問をいただいて、特別職の報酬審議会に諮っていきたいという方向を答えさせていただきました。まず、その観点の一つが、今、猿渡議員さんもおっしゃいましたが、多くの、多くというのですか、最近、北九州市、それから鎌倉市でも市長さんの退職金が引き下げ、もしくは削減という方向を出しました。そのほとんどが自分の任期中ということでございます。市長は、市長の政治家としての個人というものもありましょうし、市長という職というものもございます。それを一概に諮っていいのかどうかというものを客観的に判断していただくためにも、特別職報酬審議会という第三者の機関に諮って判断していただくというのが市の姿勢でございます。

11番（猿渡久子君） これね、部長や課長が引き下げの方向でなんかいう答弁はできないと思いますから、ぜひ市長のお考えを聞きたいのですね。やはり前回引き下げられたときは、市長の任期が切れて退職をされた後の5月1日からの引き下げだったのですね。市長が退職金を受け取る際には、それまでの高い金額で3,096万受け取って、その後、5月1日から引き下げという、2,620万に引き下げということになったのですけれども、今度、市長が任期が切れてやめられる際、退職金を受け取る際には引き下げた金額で受け取るべきだと私は思っていますが、いかがでしょうか。

市長（浜田 博君） 諮問事項につきましては、今、総務部長が答弁したように検討していききたいと思います。

11番（猿渡久子君） ぜひ白紙で諮問ではなくて、引き下げる方向で諮問してもらいたいと思います。私は、市長自身が引き下げを明言されれば諮問されるまでもないのではないかなというふうにも思っていますが、ぜひその引き下げの方向でよろしく願いいたします。

では、次の問題に移ります。中心市街地活性化基本計画の問題です。これも繰り返し質問をしてきた問題です。まず、近鉄デパート跡地について。これは、前回の質問のときにちょっと時間が足りなくなったのですけれども、株式会社ロフティという新会社を設立してマンション建設をするというふうに本多産建が言っているということなのですが、この問題は本多産建側から国土交通省の補助金を申請したいという意向があって、市でも検討しているというふうに12月の議会で答弁がありました。この検討している国交省の補助制度の内容について、まず説明をしてください。どのような内容で、補助対象がどこの部分に補助が対象になるのか。それとあわせて、県下でこの補助制度を実施している自治体があるのか、それも含めて答弁してください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

この補助制度でございます。市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るという上で、名称が「優良建築物等整備事業補助」という補助制度でございます。住宅整備に係る一定割合の空地の確保、また土地の利用の共同化、高度化等に寄与するすぐれた建築物等に対して、補助対象は共同通行部分とか空地の整備、例えば駐車場とかそういう整備が補助対象となるものでございます。この国交省の補助制度の活用例、これは全国でも多く事例がございます。ただ、大分県ではございません。これは、地方自治体が補助要綱を制定いたしまして、補助枠を定め、国交省に対して補助事業の申請を行うものでございます。補助率は、地方公共団体が3分の1となっております。国の補助金は、地方公共団体の補助金額と同額程度、つまり3分の1を基準とするということでございます。

ただ、現在、国交省の補助制度の見直しが進められてございます。先般、議案質疑でもございましたけれども、社会資本整備総合交付金へと統合される予定になってございますので、具体的な要綱等については、現時点では示されておりませんが、この優良建築物等整備事業補助の申請に当たっても、この新制度の中で対応するのかなというふうに考えてございます。また、ちょっと不透明な部分がございます。

11番（猿渡久子君） 今のところの制度で言えば、市が要綱をつくって国の方に申請をするということですね。12月の議会で部長がこういうふうに答弁しています。「国の補助事業として採択されれば、市にも応分の負担が求められるもので」云々というふうに答弁しているのですが、私なんか素人が聞くと、ちょっと誤解してしまうような表現で、誤解を呼ばないような正確な答弁をお願いしておきたいと思います。とにかく市が補助するのかどうかというのは、まず市が判断をするということなのですね。

そこで、本当に補助できるのかということなのですね。これまで何回も紆余曲折があって、計画が、例えば去年の3月のときに議会答弁しているのは、「秋ごろには着工する」というふうに答弁しているのですよね。そのとおりいってれば、もうすでに着工しているはずなのだけれども、計画が二転三転しているのですよね。そういう中で、また、あるいは12月議会でもこれは問題にしましたけれども、事実でないようなことを文書にして出したりとかいうことも2回ほどありましたね。やっぱりそういうことでは、市が補助して本当に大丈夫なのかなと思うのですね。社会的に信用性が高い会社でない、市が支援するというのは、市民の理解が得られないというふうに思います。本当に市勢の発展に貢献をするというものでなければ補助すべきでないというふうに私は思っていますが、どうですか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

この事業は、中心市街地活性化基本計画の核事業ということで議員さんも御理解をいただいていると思います。定住人口の増加策というのが、直接的な活性化に結びつくということは、国の方も、また今、各認定を受けてやっている都市も定住人口増の策に奔走している現状でございます。市としてもそういう観点から支援を、できれば支援ができないかなという思いはあるのですけれども、今御指摘のように、これまでいろいろな問題点、また12月議会で御指摘をいただいたような文書等も本多産建側の方から出てございます。私どもも大変苦慮している現状なのですけれども、この国交省の関連の補助事業として市が採択するか否かという検討に当たっては、当然ながら事業施工者の資金計画また資金調達の確実性、そして資力、信用などを十分審査すべきものだというふうに思っております。

11番（猿渡久子君） 本当に慎重にしていきたいと思います。着実に定住人口の増につなぐればいいのですけれども、その判断は難しいところだと思います。

次の問題です。基本計画の現状と課題についてですけれども、中心市街地活性化基本計画、これは20年7月に認定されて3年目を迎えようとしていますが、各事業の進捗状況はどうなのか。それと、民間事業についてなかなか進んでいないと思うのですが、あと3年で目標値の達成ができているのか、あわせて答弁してください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

まず、現在の事業の進捗状況でございます。現在、基本計画は36事業予定をしております。件数での進捗率では、全体では63%となります。事業ベースでいきますと、進捗率は行政事業、行政、官が行う事業が60%、官民共同で行う事業が81%と高い取り組みでございますけれども、民間事業が事業費ベースでいくと0.2%どまりと大変低迷をしております。この原因は、駅前のマンション計画、それからオンパクタウン構想等、大型の民間事業が未着手ということで大変進捗率が低いという原因でございます。

また、目標値が達成できるかということでございますが、5年目、ですから平成24年度になるのですが、24年度に明らかな効果を出すということが国から求められております。もうすでに2年が経過し、残り3年でございます。大変厳しいのかな、このまま現状いっても厳しいのかなというふうに今認識をしてございます。今、国の方が毎年フォローアップ、今は大変フォローアップのいろんな現時点での進捗状況、また内容の精査が入ってございます。担当が大変苦労しているのですけれども、民間事業というのは、今ちょっとスライドさせていただいてございます。ですから今年度、新年度になって22年度には、もう少しちょっと基本計画に肉づけをしたり精査をしたり、また新たな事業を計画したりということを考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

11番(猿渡久子君) 民間事業が0.2%ということでは、もう実際難しいと思うのですね。ですから、早い時期に見直しが必要だと思えます。基本計画の内容自体を、再検討しないといけない時期に来ていると思えますね。

そこで、私は今までも温泉を生かしたまちづくりをもっと進めるべきだとかいうふうなことも言ってきたのですけれども、先日も、今行われております「別府プロジェクト2010」ですね、ここにも参加してきました。商店街の方たちとなじんできているなという感じはあって、特に食べ物を扱う店なんかは、おかげさまで潤っているというふうにおっしゃっていました。そうでない、売り上げには直接なかなか結びついてないというところもありますし、それはお店によってありますけれども、いずれにしてもにぎわい創出というのはありがたいという御意見ですね。商店街の皆さんは言われていました。

そこで、私はひとつ提案なのですが、私は子育て支援の分野で随分これまで質問してきたのですが、子育て支援センターの取り組みが、今いろんな形で進んでいまして、若いお母さんたちに大変喜ばれております。先日もこの市役所の1階で出前保育をやっていまして、私はのぞいてみましたけれども、たくさんの親子が集っていまして、とてもいい雰囲気、私は、佐賀から引っ越してきたというお母さんの声を聞いたのですけれども、本当に好評でした。佐賀にいたときはこういうのが余りなくて孤独だった。転勤で佐賀に行っているものだから、お友だちもいなくて、親子で部屋の中にいると煮詰まっちゃってということをおっしゃっていたのですね。別府に引っ越してきたらこういうところがたくさんあって、「別府は進んでいますね」と言っていたら、本当にうれしかったのです。

子育て支援に取り組んでいる保育士さんたちは、非常に前向きにいろんな新しい取り組みにチャレンジしていますね。せっかく公立の保育士さんたちがこういう形でいろんなところに出かけて行って、多くの人たちに利用してもらいたいということで積極的に取り組んでいますので、こういうことを商店街の中でできないかと思うのですね。そういう施設をわざわざつくらなくても、プラットホームの中に、昼間は使っていないとかいうところがあると思うのですね。例えばプラットホームの1とかでも結構広いし、あいている時間というのはあると思うのですね。とりあえずそういうところを使って、週に1回とか定期的に出前保育をするというふうなことに取り組んでみてはどうかというふうに思います。公立の保育士さんとして市役所の職員として、こういう商店街の活性化に寄与する、貢献するというのは大事な仕事だと思いますので、関係課とよく協議して取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

商工課長(永井正之君) 御提言ありがとうございます。現状を見ますと、先ほども答弁させてもらいましたけれども、中心街のにぎわい再生には、現在の基本計画の精査、また新たな事業計画の展開というのが必要になってくるだろうというふうに思っています。

11番議員さんには、いつも厳しい御意見また御指摘なのですが、今、思わぬ御提言をいただきました。(笑声)本当にありがとうございます。

都市福利施設の充実という面がございまして、そういう面からも大変有意義な事業にな



り得るというふうに、今、直感ですけれども、思っています。関係課と実現方に向けて十分協議をさせていただきたいと思います。

11番(猿渡久子君) ぜひ前向きに協議して、早い時期に、試験的でもいいですから、とにかく始めてみて、そういう中でだんだん整備していくとか改善していくとかいう形で取り組んでもらいたいというふうに思います。

ちょっと余談になりますけれども、先日2月1日に立命館大学教授の今中忠行先生という方が別府市に見えて、市長にもお忙しい中会っていただきました。この先生は、微生物のゲノム解析の権威として世界的に有名な方で、別府の温泉から微生物を取り出して、それを何かに生かしたい、商品化できるものがないかということで調査に見えて、今その結果待ちという段階ですね。非常に期待をしているわけです。その先生に提言いただいたのですけれども、外部の人に意見を求めて、あるいは若い人たちに大いに議論してもらって、死に物狂いで知恵を出し合うということが、まちづくりにとって必要ではないかという御提言もいただいております。

先ほどから、この計画の見直しが必要だということなのですが、そういうふうには思うのですが、その点に関して市長のお考えはいかがでしょうか。

市長(浜田 博君) お答えいたします。

また厳しい御指摘をいただきまして、ありがとうございます。あわせて、にぎわいづくりのための子育て支援、私の思いと全く同じでございまして、大変これはありがたい御提言だと、お礼を申し上げたいと思います。

厳しい社会情勢でございますが、基本計画に沿った民間事業のいわゆる取り組みですね、この問題については、中心市街地の再生には大変重要な要素であるというふうに認識をいたしております。認定事業期間もあと3年ということでございます。いつまでも待つのではなくて、この事業を計画している民間事業者に対しても、私は事業を厳しく実現方、これを働きかけていきたい、このように思っているところでございます。

また、にぎわい再生に寄与する新たな事業展開につきましても、検討は必要でありますから、今後関係者と十分な協議をして基本計画のさらなる肉づけをやってまいりたい、このように考えております。

11番(猿渡久子君) 若いお母さん方がベビーカーを押して商店街をたくさん歩いてくれたらいいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

では、最後の問題です。広域圏議会の関係ですけれども、広域圏事務組合の財政負担と市財政に与える影響についてということで通告をしております。

確定申告の時期で、税金の使い方に非常に関心が高まっています。私はこの広域圏議会でも、いろいろと質問をしました。専門家の方に私はいろいろと意見を求めたのですけれども、焼却場建設ですね。藤ヶ谷清掃センターの建設について、またこの入札については、専門家の意見としては、焼却炉そのものの技術評価はできていないということと、メーカーは品質上の是正というのは、依頼すれば是正するのだ、技術的な大差はないのだ、だから、よい物を安く買おうという姿勢でメーカーに是正を求めていけば、それにこたえるだけの技術力はどこのメーカーも今は持っているのだという御意見です。それと、実績の評価は同等になっているではないかということも言われています。

私は、一番この藤ヶ谷清掃センターの入札の問題で問題だと思うのが、点数配分なので、30対80という点数配分をしているのですよね。(「広域圏議会の問題だろう」と呼ぶ者あり) 価格……(「広域圏議会の問題だろう」と呼ぶ者あり) これは、私の意見として言っているのです。質問は、財政の影響についての質問です。30対80という点数配分、技術点が80で価格面が30というこの点数配分が、私は大もとに非常に問題だというふうに思っています。せっかく市の財政担当が選定委員会に入っているならば、そ



こら辺の価格の問題をもっと重視すべきという意見を述べるべきだったのではないかなというふうに思っています。

この清掃センターの建設の経費が、別府市財政に与える影響についてどのように考えているか、答弁してください。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

副議長（国実久夫君） 休憩します。

午後2時54分 休憩

午後2時54分 再開

副議長（国実久夫君） 再開します。

11番議員、議案に関連するのとは思いますが、広域圏議会ですでに可決された事項について、その審議内容及び質問は控えてください。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

25番（河野数則君） 別府の議会で広域圏の問題を取り上げるのは、いかがなものかなと思いますよ。それを議長が発言させる、これはいかがなものですか。（発言する者あり）ちょっと待ってくださいよ。

別府市議会会議規則、一般質問、第62条に抵触しませんか。

副議長（国実久夫君） 私は、財政にかかわることだと聞いておりますので、そのまま続けさせていただきます。（発言する者あり）

25番（河野数則君） ただいま申し上げたのは、別府の議会で広域圏の問題を質問することは、会議規則、一般質問、第62条だと思いますが、抵触しませんかとお尋ねしているのです。

副議長（国実久夫君） 私の判断は、財政の問題について質問があったと思っております。（発言する者あり）

25番（河野数則君） いや、抵触するかしらないか、それを教えてください。会議規則、一般質問、第62条に抵触しませんかとお尋ねしておるのです。（発言する者あり）

副議長（国実久夫君） 休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後2時56分 再開

副議長（国実久夫君） 再開します。（「議事進行」と呼ぶ者あり）  
休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時08分 再開

副議長（国実久夫君） 再開いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）  
休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時08分 再開

副議長（国実久夫君） 再開いたします。

先ほどの質問内容は、会議規則第62条に抵触する恐れがあります。議案に関連するものとは思いますが、広域圏議会ですでに可決された事項について、その審議内容及び質問は控えてください。

政策推進課長（浜口善友君） 非常に微妙な問題で答弁させていただきますが、業者選定前の別府市の負担金につきましては、総額で約185億でございます。選定後の市の負担金の総額につきましては約154億で、約31億の減でございます。市の負担金につきましては、最大で11億、最小で4億ということで、平均しますと約7億程度でございます。既存の藤ヶ谷清掃センター、現在の藤ヶ谷清掃センターの過去5年の負担金の平均は約4億でございます。差し引き更新事業にかかる負担の増は平均で3億というふうなことになるかというふうに考えます。この負担金の増については、別府市にとりまして大き

な負担というふうなことで考えておりますが、この負担金は地方公共団体の義務に属する経費でございます。ごみ処理という、市民生活に直接影響のある事業に伴う必要な経費だというふうに理解をしております。

11番(猿渡久子君) 先日から、後半の15年間の分も合わせると40億以上高い買い物をしたのではないかという話がありますけれども、これ、税込みで計算したときには41億を超える金額になるのですね。その分の別府市の負担は27億8,800万にもなります。それだけ27億8,800万も別府市が多く負担しなければならない結果になったというふうに考えるわけですが、市長のお考えはいかがですか。

市長(浜田博君) お答えいたします。

藤ヶ谷清掃センターは、別府市、杵築市、日出町が共同で運営を行っておりまして、施設の整備運営に必要な経費は、2市1町でそれぞれの応分の負担をすることで成り立っている、このように考えています。このため、今回の更新事業に伴う別府市の負担は相当なものであると思っておりますが、応分の負担をせざるを得ないものと考えております。

副議長(国実久夫君) 休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

議長(野口哲男君) 再開いたします。

11番(猿渡久子君) 今、市長答弁をいただきましたが、市の財政は、市民要求が増大する中で、本年度は昨年度に比べて生活保護費だけでも7億7,000万もふえている状況です。行財政改革が叫ばれて、この計画も出ていますけれども、そういう中で本当に市の財政も大変な中で非常に大きな負担になる、市民生活にしわ寄せを来すことになる危険をしております。以上で終わります。

12番(吉富英三郎君) もう1カ月ぐらい前になるのですけれども、家でテレビを見ておりましたら、大阪府大阪市の市長が、厚生労働省に対して生活保護費の全額国庫負担というのを強く訴えておりました。これの内容はどういうことかといいますと、大阪市に住んだこともない、また当然働いたこともない、もろもろの市税というものを大阪市に納めたことのない他の市町村の方が、この不況の中でやはり大都市なら何とかあるのではないかと行って転入してくる。そういう中で二、三カ月たつとやはり働くところもなかった、お金も底をついたということで保護申請を出す。当然、保護申請を出された場合には、市役所としては法律にのっとって手続きをしていかなければならない。そうすると大体が生活保護が受けられるという申請が通るということで、大阪市長がやはり一番申しわけないと言っていたのが、大阪市民が長年、当然大阪市に住んで住民税を納め、また商売をしている方は事業法人税等も納め、家を持っている方、マンションを買っている方は固定資産税を納め、またアパート・マンション等を賃貸している方も多額の固定資産税を納めている。そういう税金が約4分の1地元負担があるということで大変な金額になる。地元の方が一生懸命納めた税金が、この生活保護費に持っていかれるのは、本当にまじめに納税していただいている方々に対して申しわけがないのだと、そういうような話をしておりました。これを聞いておりました、ああ、確かにそうだなと。

別府市の方も御多分に漏れず生活保護費というのは、比率というのは他市の同等の市に比べると随分高いわけですが、22年度の予算におきましても、生活保護費は68億。そのうちの14億以上が市民の税金が、それに持っていかれているわけです。14億という大変なお金です。このお金も市民の納税がなければやっていけないということなわけですね。今のこの不況の中で、別府市は観光立市でありますし、当然のごとく大企業もありません。安定した税収が見込めるわけでもない。そういう中、22年度の予算の歳入の方を見ましても、住民税や法人税、そして固定資産税、もろもろの理由があるにしても

税収は右肩上がりどころか右肩下がりであるということ。こういう理由は当然、不景気で物を買ってくれる方が、やはり単価が下がったりして、長年商売をしている方も毎年毎年、要するに前年割れの売り上げが続く。また観光でいえば、2泊3日泊まろうかという人が1泊2日になり、または日帰りになるということで、お土産屋さんなんかの売り上げも当然そういう意味では減ってくるというようなことがあるわけです。

では、別府市でどこが、どの企業がたくさん買い物をしてくれるのかなということ考えたときに、見方を変えれば、この別府市というのが鉛筆1本から消しゴム1個、果ては「市営住宅」という名の賃貸マンションまで別府市が発注するわけであります。ですから、そういう意味で考えたら、別府市が政策をうまくすることによって、別府の小さい商売をしている方からそこそこの商売をしている方までに対して倒産をさせない、納税を何とかしてもらえような方法ができるのではないかなというふうに思っているわけです。当然ながら別府市は、支払いも普通の民間同士の商売とは違って、納品すれば安心してお金がもらえる、当然業者の方はそういうふうに思っております。したがって、別府市に対して何とか納品したいな、そういうふうに思っていると思うわけです。

では、そこでお伺いしますけれども、別府市に物を納品するためにはどういう条件が必要なのか、それをお伺いします。

契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

別府市の物品等の競争入札参加資格申請要綱に基づきまして重立った資格要件としましては、1点目に、営業に関し法令上資格等を必要とする場合は、それらの資格を有するもの、2点目としましては、入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでいるもの、3点目としまして、市税並びに消費税及び地方消費税を完納しているものであることを条件としていただいております。

12番（吉富英三郎君） そうですね。やはり別府市に住んで商売をし、そしてまじめに納税をしているという、100%税金を納めていないと、別府市に対する納入業者の資格がないということになるわけです。

そこで、いろいろと考えるわけですが、まじめに納税している方が、この不景気の中ですから、倒産するとか、そういうふうな形になれば納税、要するに税収は下がるし、当然生活が苦しくなれば生活保護を申請するかもしれない。行政から見れば、ダブルパンチを受けるというようなことになるわけですね。ですから、そういう意味では行政として、別府市内の業者に対してはいろいろと何か策を一生懸命考えているのか。例えば物品納入業者に対して、市として何かそういう特別な対策なりを考えた上での発注なり何か物事をしているかということをお伺いします。

契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

市内の登録業者で取り扱われる物品につきましては、当然、市内の業者で発注をさせていただいております。ただ、物によっては市内の業者で取り引きできない物もありますので、その場合は市外にも発注するケースがあります。

12番（吉富英三郎君） 当然、別府市内で買えない物であれば他市の業者を入れなければしょうがないということもあると思うのです。ですが、よほどのことがない限り、他市で買い物をする必要がないのではないかなというぐらい、別府では多種多様な商売をなさっている方もおられるわけです。

そういう中でひとつちょっと気になったことがあるものですが、お伺いしますけれども、教育委員会の方にちょっと質問したいのですが、電子黒板の件であります。この電子黒板を購入するに至った経緯があると思っておりますが、これについてお尋ねいたします。

教育次長（藤原洋行君） お答えいたします。

電子黒板を購入するに至った経緯ということですが、今回は国の方で地域経済

対策活性化というような形のもので、補正予算で組まれております。そういった中で中学校の電子黒板 8 台を購入したいということで計画し、私どもで業者を選定し購入した経緯がございます。

12番(吉富英三郎君) 中学に電子黒板を8台買うということ、これの原資、要するにお金に関しては国からの地域、要するに別府市の経済を何とかする、立て直すという、そこまで大げさなことはないかもしれませんが、できるだけ別府の業者にお金を落としてもらいたいという国の気持ちがあつてのことであろうと思います。

では次の質問ですが、この入札に関しましては、別府の業者だけが入ったのでしょうか。そこをお伺いします。

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

今回、私の方は指名競争入札で行っておりますが、別府市の業者が5社、大分市の業者が3社、計8社を指名しております。

12番(吉富英三郎君) 別府の経済の活性化というか対策のためのお金でありますから、別府だけの業者でよかったのではないかというふうに思うわけなのですが、なぜ大分市の業者が入ったのか、その入った理由はということなのでしょうか。

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

今回の指名に当たりましたは、デジタルテレビ一体型の電子黒板取り扱い業者で、設定作業可能な業者を選定したところでございます。その選定作業可能な業者が市内で5社、大分市で3社ということで指名をさせていただきました。

12番(吉富英三郎君) 何で、大分の業者が入ったのかということでございます。もう一回。

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

まず、大分の業者がなぜ入ったかということでございますが、電子黒板の場合、何通りかいろいろ方法があるみたいでございまして、デジタルテレビ一体型、これは当然維持管理にしましても、後の研修にしましても、今後の研修等が実際できるかどうかというのが一番問題になりまして、そういった中で市内の業者と市外の業者も必要であるということで考え、指名したところでございます。

12番(吉富英三郎君) ですから、デジタルテレビの一体型ということでコンピューターの関係があるから、すなわちコンピューターに強い大分の業者も入れたのだということだと思いますね。特に教育委員会側として心配していることというのは、やはりこういう電子機器が仮に故障したときなんかには、その対応が地元の業者でできるのか、そういう心配もあつたのではないかと、このように考えております。

ただ、よく考えなければいけないところは、例えば昔の真空管を使うような電気機器であれば、裏のふたをあけて見れば、例えば真空管が黒く焼けているからそこだけかえればよくなるとかというようなことはあるのですが、今のIC、要するに集積回路を使った商品というのは、少なくとも、例えば大分の業者だからとか、有名な大分地場のコンピューター会社があります。そういうところが、では修理ができるかということ、実際は修理は不可能なのですね。これは、今IC機器は、それを設計の段階からつくった本人でないといふ修理が不可能と言われております。要するにICのどこが電線、マイクロチップのような小さい中に電線が何本も入っているわけですから、どこが切れているかなんというの、実際には大分の業者であろうが、商品を買っている業者ではわからないのです。つくったメーカーでないといふわからないわけです。ということは、大分の業者で買ったから、故障したときにはすぐに対応できるだろうといつても、しょせんそこからメーカーに連絡が行って、メーカーの担当者がその壊れた機械を自分の会社まで持って帰って、最初からチェックをして修理し、持ってくるわけです。裏を返せば、別府の納入業者であっても、仮に故障し

たときにはメーカーに直接電話をして、そしてメーカーから技術者が来て機械を持って帰って修理をするということで、別に商品としてでき上がった物を買うときには、大分であろうが別府であろうが、さほど関係はないということなのですね。コンピューターのソフトを開発するとか、こちら側がこうこうこういうもの、データ打ち込んだら、そのデータが自分の意図するA、B、C、Dにすべて分かれて対比がすべて出るとかというような、何かそういうのをつくってくれという、そういうコンピューターソフトの開発とかいうことであれば、やはり大分の地場コンピューター会社とかファコム、富士通とかパナソニック、東芝、いろいろありますけれども、そういう企業でないといけないことかもしれませんが、製品としてできたものを買うのであれば、それはもう別府の業者であって十分いいということなのです。

ちなみに聞きますけれども、この予算、一体幾らかかって、別府市の持ち出しは幾らだったのでしょうか。

教育次長（藤原洋行君） お答えいたします。

予算額ではございますが576万8,000円、一般財源で88万4,000円計上させていただきます。ただ、入札額とは若干開きが当然あるとは思いますが。

12番（吉富英三郎君） やはり入札の金額としては違うかもしれないけれども、少なくとも600万ぐらいのお金が地元で落ちると、ほかにそのお金が大分市の方に行くのとは、やはり全然違うと思うのです。税金を納めている別府市の事業をしている人たちから見ても、何で地域のために使ってくれというお金が大分市の方に行かなければならないのか。納税業者としてもやはりとても悔しいというか、大分がとにかく入ってくれば、もう別府の業者で勝つところはほとんどない、金額的なものでもそうだと思います。ですから、こういうふうなものに関しては、教育委員会にかかわらずやはり地元で買えるものは地元で買う。この単価が仮にほんの少し高いにしても、高くても、大分の業者であれば別府市に税金が入るわけではないわけでしょう。少し高くても別府の業者から買ってくれることによって、別府の業者が倒産しなければ少なくとも法人税も入ってくるし、住民税も入ってくるし、固定資産税だって、倒産しなくて夜逃げさえしなければ——言い方は悪いのですけれども——固定資産税だって入ってくるわけですから、だから何もかも安ければそれでいいのだというようなわけにはいかないということです。このところをやはり今後よく考えてもらいたい。

では、次に質問しますけれども、市役所が物品を購入する場合、特に取り扱いの多い文具、こういうものに関しては単価契約というのをしていると思います。この単価契約について説明をお願いします。

契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

単価契約につきましては、年間を通じて各課で常時使用します事務用品、例えば文具関係のボールペンとかファイル、複写機用紙等があります。また清掃用具、電化製品等を年度当初に年間の発注予定数量を示しまして、1個または1枚単価での競争を行い契約するものであります。

12番（吉富英三郎君） すなわち、こういうことですね。1枚の大きな紙なら紙、鉛筆1本幾らで入札しますか、ことしは1万本買います。消しゴム1個幾らで入札しますか、ことしは1,000個買います、というようなものがあるって、それが数百品目あって、それをまとめて入札といいますか、届け出をする。その中で別府市が、例えば、Aさん、あなたのところは鉛筆が一番安かったよ。だから1万本を4回に分けて、1回2,500本ずつ四半期に分けて入れてくださいよ。1万本入れてください。ところが、この入札に係る業者は、これで別府市との足がかりがつかめれば、もしかしたら次のときに随契なり何かあれば、こういうものを持っておいでといって買ってくれるかもしれないという期待が

あるものですから、ぎりぎりの値段でそこに金額を入れるわけです。例えば鉛筆が1本100円のもの、メーカーから仕入れたときに1本実は50円の仕入れ値がする。そうしたときに50円に10銭だけ掛けて50円10銭というような形で入札をする。そうすると1万本入れたって、わずか1,000円しかない、利益が。4回入れたら、4回に入れば1回ごとに250円しか利益が出ないということなのです。こういう話なのです。Bさん、あなたのところは消しゴムが一番安かったから、あなたのところの計画どおり1,000個入れるから1,000個持っておいでという。1個1円しか掛け値つけてなかったら、それも1,000円しかならんわけです。それでも業者は、別府市との足がかりが欲しいから、ぎりぎりのところで単価を入れていくわけです。一番安いところばかり数百品目を単価契約で入れていくと、確かに市役所として納品してもらう分として金額はぎりぎりの単価で入るからお金は残るし、安く買い物をしてよかったと思うかもしれませんが、税金を納めている業者からすれば、何らメリットもない。

一例ですけれども、日田市の場合は、この単価契約に関しては、年間やはり相当数の買い物をする、例えばコピー用紙とかコピーのトナーとか、そういうもの数品目に絞って単価契約をして入札をするわけです。そのほかの例えば定規がもうそろそろそこをついたから、用度係が定規を、ではちょっと何百本か入れなければいかんとか、鉛筆も足りなくなった、ボールペンが足りなくなった。では、買わなければいかんというようなときには、単価契約ではなくて、その都度、定価でいえば3割引ぐらいのところ発注をして納品してもらっている。だから、別府市に納品をして、くたびれもうけではだめなのです。やっぱり、ああ、別府に納品してよかった、少なくとも幾らかの利益が出たから助かったと言われるような取り引きをしないと、やはり納税者に対して大変申しわけないのではないかな、このように私は思うわけなのです。

この単価契約自体もやはりそうですけれども、別府市が、最近特に思うのですが、私どもの課は当初予算よりこれだけお金を残しました、何かそういうことを競っているのではないかというような気もしてしょうがない。お金が、やはり税収が減ってきているから大切なお金を、税金を大切に使わなければならないという気持ちがあるのはわかるのですけれども、何かお金を残すことに意義があるようなことではだめなのではないかな。今の特にこういう厳しい時代のときは、やはり正規の値段よりも当然安くはなりますけれども、ある程度のところまではやはり行政というか、市役所側も我慢をしてあげなければならないのではないかな、こういうふう思うのです。ですから、最少の経費で最大の効果ということをおっしゃっています。確かに必要なことではあります。しかし、経費をかけないことがむだを省くということではない。市民が本当に求めるサービスを優先して行うということが、最もむだのないお金の使い方、税金の使い方、予算の使い方である、このところをぜひ行政側はわかっていただきたい、このように思うわけなのです。

何度も申し上げますけれども、地元業者が倒産してしまえば元も子もありません。ですから、この別府市という何でも買う総合商社が、やはりその辺のところも少しは広い目で見ても別府市経済というものをよく考えてもらわなければならない、このように思うわけがあります。

では、次に土木・建設業者に対する景気対策というものに移りたいと思います。

22年度の予算においても、市内業者に対して大変心配りといいますが、配慮された予算というのが見受けられるのですけれども、22年度の土木・建設業者に対する対策というものはどのようなものがあるのか、お答えください。

契約検査課長（阿部陽一郎君） まず、土木・建設業者に対する対策ということで、現在、平成19年8月に別府市要件設定型一般競争入札実施要領を設定し、原則予定価格が4,000万円以上の工事を対象とし、建設工事競争入札参加資格審査委員会にて工事の

内容・規模等を総合的に判断し、各要件設定を決定しております。その中で市内でできる建設工事につきましては、本社が市内にあること、建設工事の内容に応じて各等級が何等級以上にあるという要件設定をしております。

12番(吉富英三郎君) 行政側も大変御苦労されているのがよくわかりますし、やはり物品の購入の件でも言いましたけれども、市内業者が倒産するようなことがあってはいけないということで、そういう強い気持ちを持っていただきたいのですけれども、そこで、基本的なことですけれどもお尋ねいたします。業者の、今ちょっとランクという言葉が出ましたけれども、ランクづけで大体幾ら以上の金額になれば例えばAクラス、では、幾らまでがBクラス、幾らまでがCクラスというようなのがあったら、それを土木、建設で教えてください。

契約検査課長(阿部陽一郎君) 土木A級で言いますと、設計金額が4,000万円以上、B級が2,000万円以上から4,000万円未満です。建築A級で言いますと7,000万円以上、B級が3,000万円以上から7,000万円未満になります。

12番(吉富英三郎君) 要するに建設で言っても、B級というのは3,000万から7,000万未満ということですから、では、A級が要するに7,000万円以上であるということでありますから、A級に関してちょっとお話をさせていただきますけれども、前に資料をいただいております。平成17年度から21年度の資料なのですが、この建設の資料を見ますと、過去でいえば3億以上の仕事に関しましては、大体これはベンチャーというのですかね、2社共同で仕事を分け合って仕事を大体しているということらしいのですけれども、3月の補正に出ておりました保健センター、これは仮称でありますけれども、これに関しましては2億数千万ちょっとぐらいでベンチャーというのですか、2社共同となっていました、これには何かわけがあるのでしょうか。お答えください。

契約検査課長(阿部陽一郎君) お答えをいたします。

今回の保健センターの工事につきましては、このような厳しい経済状況を踏まえ、より多くの市内業者に受注機会の確保を図る目的から、共同企業体での施工という要件設定を委員会の中で決定をさせていただきました。

12番(吉富英三郎君) 大変いいことだと思います。やはりこういう不況の中で業者は、いつ来るか、いつ入札になるか、いつ仕事が出るかというのがわからない中で、あしたの仕事が取れない、どうしようかといって苦しんでいるときでありますから、やはりある程度、先ほど7,000万円以上と言いましたのですかね、7,000万円以上ということは、極端に言えば1億4,000万円以上の工事であれば2社が入って工事をして問題がないという話になるわけですね。ですから、1億4,000万というわけにはいかないかもかもしれませんが、少なくとも1億6,000万とか8,000万とかというような金額のときには、もう思い切って2社共同で仕事をしてもらうというような話になれば、市内の業者等も、当然A級といいますと、従業員が30人、50人というところがほとんどですから、ここが倒産しますと、一般の先ほどの物品納入業者とわけが違うぐらいの痛手になるわけです。当然、建設会社、土木というのは、やはり大きなビルを持ったり土地を持って資材をそこに置いたりということで、固定資産税等も大変大きな金額を払っているわけですから、そういう意味で、こういう時代だからこそやはり仕事が早く回るようにしていくということは、私としては大変いいのではないかな、このように思っております。

ぜひこれから先、今度の新年度予算を見ますと、耐震化の仕事とか、そのほかもろもろ土木に関しましては特別に予算を組んで、小さい業者から中堅の業者に関しても仕事が出るようにしておりますけれども、ぜひその辺のところは今後とも特段の配慮をいただきたい、このように思いますが、これに関して何か答弁がありましたら、お答えください。

総務部長（中尾 薫君） お答えいたします。

先ほど契約検査課長から申し述べましたように、現下の厳しい経済情勢、それから業界の意見等も踏まえる中で、今度の仮称保健センターでございますが、建築・土木にかかわらず、その他電気等についても2社ベンチャー方式ということで多くの業者に行き渡るように配慮したところでございます。今、議員の方からも御指摘がございましたが、この経済情勢の状況の中では一定程度の額、議員さんは1億7,000万と言いましたが、この前の指名委員会では、大体2億ぐらいだったら一応そういうことは検討して指名委員会で決めようということに考えております。

12番（吉富英三郎君） 市内の業者等も大変喜ぶのではないかなと思っておりますので、2億ぐらいということが頭にあるということでありましてけれども、その辺のところは市内の情勢をよく見ていろいろと臨機応変に考えていただきたい、このように思います。

では、続きまして第2項目、温泉排水が与える自然環境の変化についてを質問させていただきます。

浜田市長は、昨年11月に温泉所在都市協議会の終了後に、国に対して14項目にわたる要望を提出いたしております。その12番目に、水質汚濁防止法に基づく排水基準の延長というものを申し出ていますが、この内容について説明をお願いいたします。

温泉課長（安部 強君） お答えをいたします。

11月の温泉所在都市協議会秋季総会終了後に、浜田市長と佃・伊東市長が、国及び関係する国会議員への要請を行っております。

今言われました14項目の中に、弗素、砒素にかかる部分について次の2点を要請しております。1点目が、排水処理の技術が開発され、装置の低廉化が図られるまでは延長すること、二つ目が、排水処理技術の開発及び設置促進に向けた財政支援を行うこと、この二つを要請しております。

12番（吉富英三郎君） 私も皆さんもそうだと思うのですが、別府に生まれ育った者は、生まれたときからずっと温泉に入っているわけで、温泉が体に悪いなんかということは全く思っていないといいますが、全く考えておりません。そういう中で環境省が、一応砒素、弗素というものが濃度が濃い場合には人体に対して影響があるのだよというものを出しているということですね、基準として。それはわかるのですが、今言いましたように、子どものころから温泉に入っていて、ああ、温泉は本当にありがたいと思うけれども、体に悪いなんて思わないし、温泉に入っていて悪いというのは、長くつかり過ぎていて湯当たりするぐらいのことしか私どもも考えたことがなかったわけなのですが、私の家の近所でも冬になれば道路の側溝から湯けむりといいますが、湯気もくもく出ています。ああ、側溝に温泉が流れている、別府というのはやはりすごいなと、自慢にもなりますし、観光客の方から見れば、さすが日本一の温泉量のある別府温泉だと感心はするのだろう、このように思っているわけですが、さらに言えば、私が子どものころは平田川、今もあります、鉄輪の方からずっと上人の方、大学通りから上人の方を通過して別府湾に注ぐところなのですが、この平田川の桜ヶ丘、ちょうど別府大学の100メートルか150メートル上ぐらいに上がったところは、僕が子どものころからはグッピーがおりまして、よく子どものころつかまえに行っておりました。これは外来種ですから、自然のことから考えると、やはり温泉の排水というのは、自然体系というのに少なからず影響は及ぼしているのだな、このように考えるわけです。

そこで質問ですが、市として、行政として、温泉が側溝に流れて川に流れ海に注がれるという中で、自然環境にどのような影響があったかというものを調べたことがあるのか、質問いたします。

温泉課長（安部 強君） 調査したことがありません。



12番(吉富英三郎君) 当然、別府に住んでいる者で、温泉が川に流れていて、温泉から湯気が流れているのに悪いと思っている人は、本当に一人もいないのですよ。私も当然そう思います。ですから、調べたことがないというのは当たり前だろうな、このように思っておりますが、例えば黒川温泉、もう随分有名になりまして、人がたくさん訪れておりますけれども、ここがやはり寂れた温泉のときに若手経営者が何を考えたかといいますと、集まって相談したときに、一番に相談したのが、この黒川自体をきれいなまま後世に残したい、そのためにはどうすればいいかということを考えてときに、使う石けんやシャンプー等が川に流れても一切自然に対して迷惑をかけない、要するに自然を壊さないそういうものをみんな使いましょうという取り組みを始めました。これがマスコミに出て注目を浴び、その後は、今度温泉手形をつくって各温泉、黒川の温泉5カ所、6カ所を一つの手形で、いろんなホテルの露天風呂が楽しめる。これもテレビに出たりしてマスコミで取り上げられてお客がふえてきました。さらに、それに合わせて各ホテル・旅館ごとのサービス、特色あるサービスというものをそれにつける。一つ言えば女性のエステをねらった、エステをねらったという言い方は悪いのですけれども、エステをしますよとか、おいしい料理を特別に考えて出しますよとかいうようなことで、黒川温泉というのは自然を大切にするとところから始めて、有名な温泉地になっていったわけですね。

そういうふうな考えでいきますと、例えば琵琶湖。琵琶湖は、生活排水がやはり流れてきて燐や窒素、そういうものが大変ふえて、自然環境に悪いということに気がついたNPO法人とかいろいろな方々がいろいろと調べた中で、昔からあそこに生息しているアシですか、ヨシというのですか、これが実は青々と生息するときに湖の燐や窒素を吸い上げて、そしてそれで成長していくというのがわかったわけです。それを時代の生活様式が変わってきた中で、昔はそれを刈り取って、すだれや何というのですか、よしずというのですか、というようなものをつくっていたらしいのですけれども、それをつくらなくなったものだから、青々としたものが枯れてそのまま、せっかく燐や窒素を吸い上げて琵琶湖の水をきれいにしてくれたのが、そのまままた枯れて湖に沈んで水質を悪くしているということに気がついて、それを青いときに刈り取ってよしずをつくり、それを販売した利益でまたその植栽をする、苗をですね。そして、それが大きくなったら、それをまた刈り取ってよしずをつくって販売して、その利益でまた琵琶湖にその種を植えるというような、自然環境を自然のサイクルの中でよくするという取り組みをやっぱりしてきているわけです。

ですから、別府の温泉も、本当に自然にいいのか悪いのかということところは、調べてないから行政としても当然わからないという話になるのですけれども、今、世界じゅうがやはり自然環境の保護というのを真剣に打ち出している。日本もCO<sup>2</sup> マイナス25%というようなことを言っておりますし、世界がやはり自然の環境保護というものに目が向いている中なのですけれども、これはたまたまなのですけれども、私がある奉仕団体におります関係で留学生の支援というものを昨年ちょっとしてきたわけです。その中でAPUの学長、モンテ・カセムさんですね。前学長です。今はもう立命館、京都の副総長になっておりますけれども、この方と長時間実は話す機会を得ました。そこで言われたことがあるのです。学生が、実はある川を自然環境のことで調査をしました。そうしたら、やはり自然環境に悪いというデータが出ているということなのです。ところが、それを発表すると、お世話になっているホテル・旅館の人たちに迷惑がかかる。だから発表できないままなのですよということをおっしゃった。

もう一つは、もうこれは杵築で実はされていますけれども、CO<sup>2</sup> の削減ということで通勤のときのいろいろな形で、杵築市では、今APUの学生が取り組んでCO<sup>2</sup> 削減の取り組みをしていますけれども、この学長いわく、自然環境破壊というか、それを調べてみたらやはりちょっと悪いデータがあるのですよ。悪いというか、私たちの感覚からすると

悪いとは全く思わないのですよ。だけれども、他市から来てこの別府で生活してみた人から見ると、川の中に温泉がどんどん流れていっているのを見るとやはりちょっと異様な感じもあるという感じもあって調べたことではないかと思うのですけれどもね。だから、そういう中でこの学生さんの調べたデータが、要するに日の目を見ていないのだということだと。

だから、私はこれをちょうど聞いたときに、待てよと。そういえば11月に市長は、温泉がそのまま排水として出たときに砒素等が流れたものを除去するための機械をつけると、やはり何百万もお金がかかるし、今の不景気の中では大変だ。だから、こういうのはまだ観光地にはつけないではないですかというお願いを出している。それなら、これを逆手にとって、こういうものを使わなくても、もしかしたら先ほどの琵琶湖の例ではないのですけれども、もしかしたら何か違うものを植えることによって、そこを通すことによって自然の力で少しでもそういう海に流れていく部分で、自然環境には悪いというものを少しでも改善する方法が見つかるのではないかと、そういうことが今回のこの質問の趣旨なわけです。

その中で産・学・官、要するに地元のホテル・旅館の人たちの協力ができないことですから、そして行動力のあるAPUのそういう学生さん、そして行政がほんの少しの援助ぐらいをすることによって、「自然環境にやさしい別府温泉」というものが売り出しに使えるのではないかと。やはり全世界が自然環境に対して何とかしなければいけないというふうに考えている中においては、別府が、それがこういうことをし出したからうまくいきましたというのではなくても、今一生懸命そういうことに取り組んでいるのですよというのが重要なわけです。

これから先、私もそうなのですけれども、海外旅行なんかに行くときでもそうですが、全部インターネットで私はその時期の一番安いチケットを取って、ホテルも自分なんかでそのまま直接ホテルで海外でも取り引きをします。国内旅行でも大体ほとんどそういうふうにしております。悪いのですが、普通の旅行会社というのはほとんど通しません。そういう中で、これからの旅行体系はどういうふうになるかなと思うと、やはりインターネットを使って温泉旅館に泊まってみたいとか旅行に行きたいなという人が、やはり私はこれからそれが主流になると思うわけです。そういうときに、では別府温泉、別府市のホームページをぼんと開いたときに、別府温泉は自然環境に配慮しているのですというのがぼんと目につくと、一体これはどういうことだろうかと思ってクリックすると、例えば環境省とか国交省が言っているそういう砒素なんかが悪いのですよというのを、何とかよくしようと思って取り組んでいるのですよという姿勢が見えるだけで、同じ温泉に行くのなら、環境に配慮した温泉まちに行こうという人が、これからふえるのではないかな、私はそのように考えているわけです。

ですから、そういうようなことを別府市が、これは当然別府市の旅館・ホテルの個人で経営している人たちもホームページを持っていますから、それが同じようなものがそこについていると、なおさらいいなと思う、効果はアップすると思うのですけれども、そういうふうな観光宣伝というものが必要だと思うのですけれども、行政としてはどのようにお考えでしょうか。

市長（浜田 博君） では、私の方から代表してお答えしたいと思います。

今、砒素、弗素の問題、本当にありがとうございます。全国の温泉所在都市で、今このことが一番頭の痛い問題で、前回、これの延長をお願いいたした経緯があります。今度6月にまた時期が来ます。また、今延長をせざるを得ないという状況まで持ち込んでおる状況でございます。

温泉は、今御指摘をいただいたように地球の恵みでありまして、古くから体によいもの

として人間が利用してきたものだということは現実でございます。先ほど議員もおっしゃいましたように、議員も私も別府生まれで、子どものころからこの温泉に親しんできた。議員は、すすくと健康優良児に育っていることから考えてみましても、（笑声）私は害がない、このように自信を持っているものでございます。したがって、工場などから排出される排水とはやはり区別されるべきだ、これは基本的に、私はそのように思っております。そういうことから、今後この水質汚濁防止法、これが何度も何度も延期ということにならんと思えますから、前回の陳情要請行動のときには除去装置を補助事業としてやってくれませんか。旅館・ホテルがあれば、2,000万から3,000万かかるのです、除去装置をつければ。しかし、学者、モンテ・カセムさんのお話がありましたが、学生のお話もありますが、学者の話では、産・学・官のいろんな研究の中で泉質の効果について今研究をいただいております。その中では砒素、弗素は一定量であれば、これは効果があるのです。だから害ではないという証明もあります。そういうことからすれば、これはきちっと水質汚濁防止法、工場排出と同じ基準で設けられたのはおかしいよ。そしてまた入湯される方でも、宿泊者はだめだ、日帰り客はいい。同じ温泉に入ってそういう基準が我々にははっきりわからないということも、要請行動のときに大臣に対してしっかり私も物申しておりますから、全国温泉所在都市役員会でもそういった研究を深めながら、今回も年度内に、3月末までに一応方向を出すということになっていきますから、今、全国の温泉所在都市88市あります。88市の皆さんが地元の国会議員にこういう要請をしてくださという文書を全国市長会を通じてお願いをしております。その中には、できれば温泉の入浴施設、これを特定施設から除いてほしいということ項目に入れてありますので、そういうことを中心にこれからしっかり強く国の方に働きかけていきたいと思っております。

長くなって申しわけありません。また議員御指摘のとおり、自然環境を大切にすること別府温泉というテーマ、本当に感銘しております。これがアピールできれば非常に効果のないわゆる観光宣伝になるだろう、このように思っておりますから、この効果については、今大学や関係機関と産・官・学でしっかり研究をしていただいておりますが、特に今度は砒素、弗素をしっかりと加えて私はお願いをしていきたい、そして皆様方の知恵を絞っていただきますように提案をぜひ行っていきたい、このように考えております。

なお、その取り組みの状況につきましては、インターネット等を通じて私は全国へ発信してPRにつなげていきたい、このように考えています。温かい御提言をいただきまして、まことにありがとうございました。

12番（吉富英三郎君） ありがとうございます。市長の前半の話は、要するに環境省の工業排水等、そういうものから、人体等どうのこうのといっても、温泉とは深く関係がないのではないかとこのところからの話ですけれども、私の場合は、要するに自然環境に対するところが若干違うところなのですね。けれども、市長がおっしゃるように、私たちは温泉が悪いなんということは決して思っておりませんし、毎日温泉、自分の家の温泉に入ってゆっくりして、その後でれっとテレビを見ながら酒をたっぷり飲むのが、私の一日の生活パターンでありますので、温泉が私の活力である。別府に生まれて本当によかったなと思っております。ですから、この温泉が悪者にならないように、そして温泉が別府のために本当にいいのだよということも、もっともっとアピールできるように努力をしていただければありがたいと思っております。以上をもちまして質問を終わります。

議長（野口哲男君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時18分 散会